

## 中間処理場運営協議会

日時 平成29（2017）年3月23日（木）10：00～12：00

場所 中間処理場2階第1研修室

### 次第

#### 1. 報告事項

- 報告1 第3回協議会について . . . [資料1](#)
- 報告2 第3回検討会議の報告 . . . [資料2](#)
- 報告3 市外施設見学会について . . . [資料5](#)

#### 2. 協議事項

- 議題1 第3回協議会でのご意見等の整理 . . . [資料3](#)
- 議題2 施設整備計画について
  - ・ 処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討（ステップ1・2）. . . [資料4](#)

#### 3. その他

- ① 第3回協議会要点録の確認について
- ② 市外施設見学会について（4月）
- ③ 次回開催候補日 月 日（）

## 第3回協議会について

中間処理場運営協議会（平成29年2月13日）

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会（平成29年2月14日）

### 議事

#### 1. 報告事項

報告1 第2回協議会について

資料1により説明。

報告2 第2回検討会議の報告

資料2により説明。

報告3 既存施設及び二枚橋焼却場跡地の見学会について

資料3により説明。

報告4 市外施設の見学会について

資料4により説明。

#### 2. 協議事項

議題1 第2回協議会でのご意見等の整理

資料5により説明。

議題2 施設整備計画について

資料6、7により以下を説明。

- ・本日の検討の対象範囲について
- ・どちらの候補地にどの施設を設置するかについて

#### 3. その他

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会において、熊木副会長が暫定的に検討会議に出席することとなった。

## 第3回検討会議の報告

第3回検討会議が平成29年2月27日に開催された。

### 協議内容

第2回検討会議、第3回協議会、市外施設の見学会の報告が行われた後、第2回検討会議でのご意見等の整理、基本計画中間報告書（素案）について、資料の説明、意見交換が行われた。

### 当日配布資料

#### 次第

- |     |                             |   |                        |
|-----|-----------------------------|---|------------------------|
| 資料1 | 「第2回検討会議について」               | } | 第3回協議会 資料2と同内容のため資料は省略 |
| 資料2 | 「第3回協議会の報告」                 | } | 本協議会に関する報告のため資料は省略     |
| 資料3 | 「市外施設の見学会について」              | } | 第3回協議会 資料4と同内容のため資料は省略 |
| 資料4 | 「第2回検討会議でのご意見等の整理」          |   |                        |
| 資料5 | 「清掃関連施設整備基本計画中間報告書（素案）について」 |   |                        |

第4回検討会議の開催予定 平成29年4月18日（火）

## 第2回検討会議でのご意見等の整理

### 議題1 第1回検討会議でのご意見等の整理

- ・再配置候補地の選定に関する情報の整理

#### 清掃関連施設の再配置候補地選定にあたっての「市の検討方針」について

意見	(委員)	「候補地に市有地が含まれない場合、土地所有者との協議の状況に依存する形となり、事業そのものが不透明になるリスクがある。」とあるが、リスクの意味は何か。
議論	(事務局)	懸念材料になり得る程度の意味だが、具体的には土地所有者等との協議の状況に依存するのでスケジュールを明らかにすることが難しいことや、また、どのくらいの財政措置が必要かについても明らかにすることが難しい等のリスクがある。
まとめ		今後、整備基本計画の素案となる部分であるため、用語の使用に関する意見として伺う。

#### 清掃関連施設の規模と都市計画決定に関する法律について

意見	(委員)	施設整備に当たり、新たに都市計画決定をしなければいけないのか。二枚橋、中間処理場は、今は都市計画上どういう扱いなのか。
議論	(事務局)	二枚橋焼却場跡地は、「ごみ焼却場」の都市計画を廃止している。 中間処理場は「その他処理施設」として都市計画決定している。 位置、面積などが変われば都市計画の変更が必要となる。
まとめ		—



・基本条件（処理物、処理量等）の整理  
施設規模の算出について

意見	(委員)	処理量の数値などは、小金井市廃棄物減量等推進審議会（以下、減量審とする。）での議論や基本計画の内容によるものなのか。また、使用している計算方法、変動係数については一般的なものなのか。 稼働時間 1 日 5 時間の妥当性はあるのか。 ごみ処理施設の規模は過大でも過小でもいけない。
議論	(事務局)	処理量については、平成 26 年度に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」に基づく数値となっている。 計算方法については、環境省通知 <sup>※1、2</sup> にある計画月変動係数の考え方を採用している。 ごみ処理施設の規模は、今後検討する機会がある。
まとめ		稼働時間については、環境省通知 <sup>※3</sup> で破碎施設、圧縮施設の運転時間は 5 時間とされている。 資料 4－別紙 1 参照

※1 「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について」（昭和 54 年 9 月 1 日環整 107 号）

※2 「し尿処理施設構造指針及び廃棄物最終処分場指針の改訂について」（昭和 63 年 6 月 28 日衛環 89 号）

※3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号）

施設規模の算出について

意見	(委員)	収集から最終的な処理までの検討が必要なのではないか。
議論	(事務局) (委員)	収集、最終処分に関しては、減量審で本来議論される内容である。 中間処理の場所や規模が変わる、あるいは破碎をやめた場合等に関して集中して議論ができればいい。
まとめ		—

※1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について」から抜粋  
(昭和54年9月1日環整107号)

一 ごみ処理施設

- 1 計画目標年次は、稼働予定年の七年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めること。
- 2 処理施設の整備計画に当たっては、当該市町村が単独で処理を行うよりも、隣接市町村と共同して、広域的に処理を行う方が建設費・維持管理費、技術者確保等の点から有利な場合が多いので、その方策について十分検討すること。
- 3 計画一人一日平均排出量は、過去五カ年間以上の収集量の実績を基礎として算定すること。
- 4 計画月変動係数は過去五カ年間以上の収集量の実績を基礎として算定すること。
- 5 整備規模は原則として既存施設と新規整備施設の処理能力とをあわせて計画処理量を処理できるよう設定すること。

※2「し尿処理施設構造指針及び廃棄物最終処分場指針の改訂について」からの抜粋  
(昭和63年6月28日衛環89号)

6) 計画月最大変動係数

計画月最大変動係数は、計画目標年次における月最大変動係数であって、過去の収集量の実績を基にして算定する。

- (1) 月最大変動係数は、その年の変動係数のうち、最大のものをいう。
- (2) 月変動係数は、月間日平均処理量をその年の年間日平均処理量で除して求める。  
ここで月間日平均処理量とは、その月における総処理量をその月の日数で除したものをいい、また年間日平均処理量とは、その年次における総処理量を365日で除したものをいう。

※3「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」から抜粋  
(昭和46年10月25日環整45号)

12 ごみ処理施設の処理能力は、施設の一時間当りの処理能力を基本とし、これに運転時間を乗じたもので表わすものであること。

施設の種類ごとの運転時間は、次のとおりとする。

- ① バッチ燃焼式焼却施設 八時間
- ② 連続燃焼式焼却施設 二四時間
- ③ 破砕施設 五時間
- ④ 圧縮施設 五時間

## 清掃関連施設整備基本計画 (中間報告 素案)

### 目次

1. 清掃関連施設整備に係る基本的事項の整理	5.1
1.1 関連計画・ごみ処理の現状	5.1
(1) 関連計画の整理	5.1
(2) ごみ処理の現状	5.10
1.2 清掃関連施設の概要	5.15
(1) 現状の清掃関連施設	5.15
(2) ごみ処理における課題の整理・抽出	5.19
1.3 処理対象ごみの設定	5.25
(1) 処理対象物	5.25
(2) 処理対象ごみ量・施設規模	5.25
1.4 建設予定地の検討	
2. 清掃関連施設整備の検討	5.31
2.1 施設整備にあたっての基本方針	5.31
2.2 処理方式の改善方策	5.32
2.3 処理フロー、主要設備形式	5.35
2.4 公害防止計画	
2.5 作業環境・安全衛生計画	
2.6 自動化・省力化計画	
3. 施設配置・動線計画の検討	
3.1 計画上の制約条件の整理	
3.2 施設配置・動線計画	
4. 施設運営方法の検討	
4.1 事業方式・施設運営方法	
4.2 運転人員・体制等	
5. 工事計画・財源計画等の検討	
5.1 工事計画	
5.2 財源計画	
5.3 整備スケジュール	

# 1. 清掃関連施設整備に係る基本的事項の整理

## 1.1 関連計画・ごみ処理の現状

### (1) 関連計画の整理

清掃関連施設の検討に関する本市の関連計画の位置づけは次のとおりである。

#### ① 「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年3月）

第4次小金井市基本構想は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした市の最上位計画である。基本計画は、基本構想で定めた平成32年度における小金井市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を実現するために本市が取り組む施策を具体化・体系化したもので、前期5年が平成27年度に終了することに伴い、平成28年度から32年度までを計画期間とした後期基本計画を策定した。

清掃関連施設については、施策A02-06の取組の中で、「不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化等を考慮し、地域住民との協議を進め、施設の再配置に取り組み、安定したごみ処理に努める」ことが記載されている。

表1.1-1 第4次小金井市基本構想・後期基本計画の概要（抜粋）

計画名称		小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画	
計画期間		平成28年度～平成32年度	
基本構想	将来像	みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市	
	施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みどりがあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）</li> <li>2 ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）</li> <li>3 豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）</li> <li>4 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）</li> </ol>	
基本計画	廃棄物関連の施策と主な取組	1 みどりがあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）	
		A02 ごみとまちの美化	
		施策 A02-05 循環型社会の形成	<ol style="list-style-type: none"> <li>①循環型社会に向けての意識啓発</li> <li>②発生抑制（リデュース）の推進</li> <li>③リユース（再使用）の推進</li> <li>④リサイクル（再生利用）、資源化の推進</li> </ol>
		施策 A02-06 ごみの処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>①可燃ごみ処理体制の確立</li> <li>②清掃関連施設の再配置</li> </ol>
	施策 A02-07 まちの美化	<ol style="list-style-type: none"> <li>①美化活動の推進</li> <li>②美化のマナーの確立</li> </ol>	

資料：「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年3月）

② 「第2次小金井市環境基本計画」（平成27年3月）

小金井市環境基本計画は、小金井市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。平成26年度に前計画の対象期間が終了したことから、前計画の推進状況を総合的視点から評価し、新たな課題に対応した環境政策のマスタープランとして前計画を見直し、平成27年度から平成32年度までを計画期間とした第2次小金井市環境基本計画として改訂した。

基本施策及び重点的取組は第4章において記載されており、清掃関連施設については、基本施策7.3の取組の中で、「不燃・粗大ごみ処理施設のあり方について検討する」ことが記載されている。

表1.1-2 第2次小金井市環境基本計画の概要（抜粋）

計画名称	第2次小金井市環境基本計画														
計画期間	平成27年度～平成32年度														
将来の環境像	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="background-color: #e6f2ff; border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; display: inline-block; padding: 5px 20px;">将来の環境像</p> <p>緑・水・生きもの・人 ・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井</p> </div>														
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる</li> <li>2 緑を守り育てる</li> <li>3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する</li> <li>4 自然環境を一体的に保全する</li> <li>5 公害を未然に防止する</li> <li>6 小金井らしい景観をつくる</li> <li>7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる</li> <li>8 地域から地球環境を保全する</li> </ol>														
廃棄物関連の基本施策と取組方針	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e6f2ff;">基本目標</th> <th style="background-color: #e6f2ff;">基本施策</th> <th style="background-color: #e6f2ff;">取組方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 5px; padding: 2px;"> <span style="color: #0070c0;">7</span> ごみを出さない暮らしとまちをつくる                 </div> </td> <td>7.1 ごみを出さない</td> <td>                     1 ごみになるものはもらわない・買わない                      2 ライフスタイルを変える                 </td> </tr> <tr> <td>7.2 資源循環の推進</td> <td>                     1 リユースを促進する                      2 分別排出・回収の取組を強化する                      3 グリーン購入を推進する                 </td> </tr> <tr> <td>7.3 適正な処理</td> <td>                     1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す                      2 新たな処理施設のあり方を検討する                 </td> </tr> <tr> <td>7.4 有機性資源の有効利用</td> <td>                     1 生ごみの堆肥化利用を促進する                      2 剪定枝等の資源化を推進する                 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	取組方針	<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 5px; padding: 2px;"> <span style="color: #0070c0;">7</span> ごみを出さない暮らしとまちをつくる                 </div>	7.1 ごみを出さない	1 ごみになるものはもらわない・買わない 2 ライフスタイルを変える	7.2 資源循環の推進	1 リユースを促進する 2 分別排出・回収の取組を強化する 3 グリーン購入を推進する	7.3 適正な処理	1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す 2 新たな処理施設のあり方を検討する	7.4 有機性資源の有効利用	1 生ごみの堆肥化利用を促進する 2 剪定枝等の資源化を推進する		
基本目標	基本施策	取組方針													
<div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 5px; padding: 2px;"> <span style="color: #0070c0;">7</span> ごみを出さない暮らしとまちをつくる                 </div>	7.1 ごみを出さない	1 ごみになるものはもらわない・買わない 2 ライフスタイルを変える													
	7.2 資源循環の推進	1 リユースを促進する 2 分別排出・回収の取組を強化する 3 グリーン購入を推進する													
	7.3 適正な処理	1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す 2 新たな処理施設のあり方を検討する													
	7.4 有機性資源の有効利用	1 生ごみの堆肥化利用を促進する 2 剪定枝等の資源化を推進する													

資料：「第2次小金井市環境基本計画」（平成27年3月）

③ 「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成27年3月）

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定されるもので、本市では、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までを計画期間とした前計画を策定した。

前計画は、中間年での見直しを予定していたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったため、見直しについて延伸してきたが、可燃ごみの処理については、平成26年1月に「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結し、安定的な処理体制について方向性が定まったことから、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、本計画を策定した。

清掃関連施設については、計画項目【廃棄物関連施設の整備】の取組の中で、以下のとおり記載されている。

### 3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

#### 取組内容

(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けて、環境に十分配慮した計画を策定していきます。

(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討	開始
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討	開始



表1.1-3 小金井市一般廃棄物処理基本計画の概要（抜粋）

計画名称	小金井市一般廃棄物処理基本計画				
計画期間	平成 27 年度～平成 36 年度				
将来像	循環型小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～				
目標値	市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値 平成 36 年度までに基準年度からマイナス 10%減量 356g/人・日以下				
		基準年度 (平成 25 年度)	中間目標年度 (平成 31 年度)	目標年度 (平成 36 年度)	
	家庭系ごみ排出量	396g/人・日	376g/人・日(5.0%) (▲20g/人・日)	356g/人・日(10%) (▲40g/人・日)	
	内 訳	燃やすごみ	285g/人・日	269g/人・日 (▲16g/人・日)	253g/人・日 (▲32g/人・日)
		燃やさないごみ	35g/人・日	32.5g/人・日 (▲2.5g/人・日)	30g/人・日 (▲5g/人・日)
		プラスチックごみ	54g/人・日	53g/人・日 (▲1g/人・日)	52g/人・日 (▲2g/人・日)
		粗大ごみ	21g/人・日	20.5g/人・日 (▲0.5g/人・日)	20g/人・日 (▲1g/人・日)
有害ごみ		1g/人・日	1g/人・日 (▲0g/人・日)	1g/人・日 (▲0g/人・日)	
▲基準年度数値からの削減量					
基本方針と 計画項目	基本方針	計画項目			
	発生抑制を最優先とした 3R の推進  安心・安全・安定的な適正処理の推進	①ごみを出さないライフスタイルの推進 ②リユースの推進 ③分別の徹底 ④資源循環システムの構築 ⑤啓発活動の強化 ⑥環境教育・環境学習の推進 ⑦地域におけるひとづくり・まちづくりの促進 ⑧拡大生産者責任の追及 ⑨事業活動における 3R の推進 ⑩市施設における 3R の推進  ①安心・安全・安定的な収集運搬の推進 ②可燃ごみの共同処理に向けた整備 ③廃棄物関連施設の整備 ④埋立処分量・焼却灰の削減			

資料：「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）

④ 「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成23年12月21日）

循環型社会形成推進地域計画は、各市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえた本地域内（3市域）の循環型社会形成を推進するための基本的な事項や目標、施策を定めている。整備予定の施設として挙げられているのは、新可燃ごみ処理施設のほか、日野市内のマテリアルリサイクル推進施設、国分寺市内のリサイクルセンターであり、環境省「循環型社会形成推進交付金」を本市の清掃関連施設整備事業に活用するためには、本計画の変更が必要である。

表1.1-4 日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画の概要（抜粋）

計画名称	日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画			
計画期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 7 年間 (平成 26 年 12 月一部変更)			
目標値	【3市共通】			
		指 標	現状(割合※1) (平成22年度)	目標(割合※1) (平成31年度)
	排出量	事業系 総排出量	12,242 トン	10,938 トン (-10.7%)
		1事業所当たりの排出量※2	1.49 トン/事業所	1.34 トン/事業所 (-10.1%)
		家庭系 総排出量	92,618 トン	96,380 トン (4.1%)
		1人当たりの排出量※3	162.5 kg/人	142.3 kg/人 (-12.4%)
		合 計 事業系家庭系排出量合計	104,860 トン	107,318 トン (2.3%)
	再生利用量	直接資源化量	25,972 トン (24.8%)	34,054 トン (31.7%)
		総資源化量	44,137 トン (42.1%)	54,221 トン (50.5%)
	熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	3,392 MWh	25,000 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	65,876 トン (62.8%)	61,135 トン (57.0%)	
最終処分量	埋立最終処分量	276 トン (0.3%)	253 トン (0.2%)	
<small>※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。          ※2 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数)          ※3 (1人当たりの排出量)={(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)}/(人口)          《指標の定義》          排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]          再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]          熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]          減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]          最終処分量 : 埋立処分された量[単位:トン]</small>				



小金井市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成22年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	委託	東京たま広域資源循環組合 茨城県・つくば市	15,901
粗大ごみ	破砕・選別	委託	-	813
		小金井市中間処理場	東京たま広域資源循環組合 茨城県・つくば市 不燃物等・委託	1,532
不燃ごみ	破砕・選別	小金井市中間処理場	-	2,146
プラスチックごみ	リサイクル	委託	委託	47
		保管	-	4,729
古紙	-	(売却)	-	637
布	-	委託・古紙等処理場	(売却)	1,084
ビン	-	委託	-	477
資源物	リサイクル (選別・圧縮・保管)	委託・古紙等処理場	(売却)	41
		委託	-	370
ヘアボトル	-	委託	-	2
ヘアボトルキャップ	-	委託	-	13
枝木・雑草・落ち葉類	-	委託	-	119
生ごみ・厨廃物	-	-	-	14



今後(平成31年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績(トン)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	(仮称)日野市高効率ごみ発電施設	東京たま広域資源循環組合 茨城県・つくば市 不燃物等・委託	15,064
粗大ごみ	破砕・選別	委託	-	925
		小金井市中間処理場	東京たま広域資源循環組合 茨城県・つくば市 不燃物等・委託	1,550
不燃ごみ	破砕・選別	小金井市中間処理場	-	2,278
プラスチックごみ	リサイクル	委託	委託	47
		保管	-	5,371
古紙	-	(売却)	-	721
布	-	委託・古紙等処理場	(売却)	1,086
ビン	-	委託	-	491
資源物	リサイクル (選別・圧縮・保管)	委託・古紙等処理場	(売却)	41
		委託	-	385
ヘアボトル	-	委託	-	2
ヘアボトルキャップ	-	委託	-	13
枝木・雑草・落ち葉類	-	委託	-	949
生ごみ・厨廃物	-	-	-	14

【つづき】

処理施設の整備	<b>整備予定の施設</b>						
	事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	
	1	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	228t/日	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	H28-H30 (次期計画 H31 まで)	
	2	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル推進施設整備事業	56t/日	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	H29-H30 (次期計画 H31 まで)	
	参考-1	マテリアルリサイクル推進施設	(仮称)国分寺市リサイクルセンター整備事業	未定	東京都国分寺市西恋ヶ窪 4-9-8	(次期計画)	
	(整備理由)						
	事業番号 1	既存の施設が稼働後 24 年以上経過しており、老朽化による修繕費等が膨大な金額となっていることや熱回収等による二酸化炭素の削減などによる地球温暖化対策に対応し、さらなるマテリアル・サーマルリサイクルを実施していくために高効率ごみ発電施設整備を行う。					
	事業番号 2	既存の不燃ごみ処理施設が稼働後 31 年以上経過しており、老朽化が激しく、かつ資源循環型社会構築へ向け、より質の高い再生資源を供給していくための施設整備を行う。					
	事業番号参考-1	高効率ごみ発電施設竣工に伴い、国分寺市清掃センター工場棟を解体し、もやせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の処理を行うリサイクル施設を整備することにより、市内でのより一層のリサイクル推進を図る。					
	<b>実施する計画支援事業</b>						
事業番号	事業名	事業内容	事業期間				
31	高効率ごみ発電施設整備事業（事業番号 1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画の策定</li> <li>・環境影響評価に係る調査及び予測評価</li> <li>・事業者選定アドバイザー</li> </ul>	H25-28				
32	リサイクル推進施設整備事業（事業番号 2）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設計画の策定</li> <li>・環境影響評価に係る調査及び予測評価</li> <li>・事業者選定アドバイザー</li> <li>・土壌調査</li> <li>・発注仕様書作成</li> </ul>	H25-29				
33	(仮称)国分寺市リサイクルセンター整備事業（事業番号参考-1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地測量調査</li> <li>・施設整備基本計画の策定、発注方式の検討</li> <li>・土壌汚染調査（現状調査）</li> <li>・要求水準書/発注仕様書の策定</li> <li>・生活環境影響調査</li> </ul>	H28-30 (次期計画 H31 まで)				

資料：「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」（平成 23 年 12 月 21 日）

⑤ 「小金井市地域防災計画」（平成27年2月）

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市、都及び自衛隊並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的協力機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して、「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震を中心とした災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」を図ることを目的として策定されており、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」の3編からなっている。

清掃関連施設に係る事項としては、中間処理場及びリサイクル事業所ががれき処理の仮置場予定地とされている。仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地であり、仮置場には、簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化することとなっており、仮置場からのがれきの搬出や仮置場から分別して搬出されたがれきの中間処理・再生利用・最終処分にあたっては、民間業者に協力を要請し、効率的に実施するとされている。

表1.1-5 小金井市地域防災計画の概要（抜粋）

計画名称	小金井市地域防災計画																										
計画期間	毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正																										
減災目標	<p>目標 1 死者を 6 割以上減少させる</p> <p>目標 2 避難者を 6 割以上減少させる</p> <p>目標 3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する</p> <p>目標 4 ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する</p> <p>目標 5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する</p>																										
施策ごとの 具体的計画	<p>11 住民の生活の早期再建 【ごみ処理、がれき処理】</p> <p>■ 小金井市の被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物倒壊棟数</td> <td>725 棟（全壊）、2,571 棟（半壊）、1,974 棟（焼失）</td> </tr> <tr> <td>がれきの推定発生量</td> <td>約 25 万トン、約 35 万㎡</td> </tr> <tr> <td>避難人口</td> <td>30,495 人（避難生活者数は 19,822 人）</td> </tr> <tr> <td>上水道の断水率</td> <td>42.8%</td> </tr> <tr> <td>下水道管きよ被害率</td> <td>23.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 平成 24 年 4 月）</p> <p>■ 対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ・がれきの集積場所等の確保、広域処理体制の構築</li> </ul> <p>■ ごみ処理の方針・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、庇地の衛生環境の確保を図る。</li> <li>災害時におけるごみ排出は膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第 1 次対策と第 2 次対策とに分けて対処する。</li> </ul> <p>■ がれき処理の計画</p> <p>&lt;がれきの仮置場の設置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として仮置場を設置する。</li> <li>仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。</li> </ul> <p>&lt;仮置場予定地&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 中間処理場</td> <td>小金井市貫井北町 1-8-25</td> </tr> <tr> <td>2 小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所</td> <td>小金井市中町 3-19-16</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;協力要請する業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がれきの処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>協力要請する業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒壊建物・がれき処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊建物の解体業務</li> <li>発生がれきの撤去業務</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>がれき仮置場の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の維持管理業務</li> <li>仮置場からのがれきの搬出</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>がれきの中間処理・再生利用・最終処分</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃木材・コンクリートがら等の破砕処理</li> <li>廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供</li> <li>再生利用施設への搬入</li> <li>再生利用施設における優先処理</li> <li>最終処分場へのがれきの搬入</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	想定される被害	建物倒壊棟数	725 棟（全壊）、2,571 棟（半壊）、1,974 棟（焼失）	がれきの推定発生量	約 25 万トン、約 35 万㎡	避難人口	30,495 人（避難生活者数は 19,822 人）	上水道の断水率	42.8%	下水道管きよ被害率	23.6%	施設名	所在地	1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25	2 小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	小金井市中町 3-19-16	業務	協力要請する業務	倒壊建物・がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊建物の解体業務</li> <li>発生がれきの撤去業務</li> </ul>	がれき仮置場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の維持管理業務</li> <li>仮置場からのがれきの搬出</li> </ul>	がれきの中間処理・再生利用・最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃木材・コンクリートがら等の破砕処理</li> <li>廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供</li> <li>再生利用施設への搬入</li> <li>再生利用施設における優先処理</li> <li>最終処分場へのがれきの搬入</li> </ul>
被害項目	想定される被害																										
建物倒壊棟数	725 棟（全壊）、2,571 棟（半壊）、1,974 棟（焼失）																										
がれきの推定発生量	約 25 万トン、約 35 万㎡																										
避難人口	30,495 人（避難生活者数は 19,822 人）																										
上水道の断水率	42.8%																										
下水道管きよ被害率	23.6%																										
施設名	所在地																										
1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25																										
2 小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	小金井市中町 3-19-16																										
業務	協力要請する業務																										
倒壊建物・がれき処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊建物の解体業務</li> <li>発生がれきの撤去業務</li> </ul>																										
がれき仮置場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の維持管理業務</li> <li>仮置場からのがれきの搬出</li> </ul>																										
がれきの中間処理・再生利用・最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃木材・コンクリートがら等の破砕処理</li> <li>廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供</li> <li>再生利用施設への搬入</li> <li>再生利用施設における優先処理</li> <li>最終処分場へのがれきの搬入</li> </ul>																										

## (2) ごみ処理の現状

清掃関連施設の処理フロー、施設規模等を検討するにあたり、本市のごみ処理の現状を確認した。

### ① ごみ処理フロー

本市の平成27年度のごみ処理フローは、図1.1-1に示すとおりである。

燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ・有害ごみは、中間処理場で積替えや破碎・選別の工程を経て、民間処理施設で資源化处理などを行っている。

回収した資源物（アルミくず、鉄くず、プラスチックごみ）は、分別区分ごとに民間処理施設などでそれぞれ資源化处理されている。

平成27年度まで資源化できない不燃系ごみの一部は、東京たま広域資源循環組合が運営する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分されていた。



人口 : 117,851人	
世帯数 : 57,908世帯	
(基準日 : 平成27年10月1日)	
収集	収集量
25,403 t	25,403 t
処理	焼却量
12,700 t	12,700 t
	埋立量
	15 t
	資源化量
	11,737 t
	その他
	951 t
1人1日当たりのごみ量	集団回収量
	1,603 t
	集団回収含まない
	589 g
	集団回収含む
	626 g
	資源化率
	46.2%
	総資源化率
	49.4%

※資源化率 資源化量を収集量で除した数値  
 ※総資源化率 集団回収量を資源化量・収集量に加算後、総資源化量を総収集量で除した数値

資源化内訳 : 11,737 t

不燃物資源化	1,181 t	廃プラ資源化	2,163 t
アルミ屑	22 t	鉄屑類	288 t
破砕不適物	3 t	小型家電	219 t
*戸別回収分 7,766 t			
生びん	60 t	カレット	941 t
アルミ缶	158 t	スチール缶	107 t
金属	116 t	ペットボトル	312 t
新聞	683 t	雑誌	2,766 t
段ボール	1,090 t	布	562 t
紙パック	3 t	剪定枝	951 t
乾燥生ごみ	17 t		
*拠点回収分 95 t			

カレット	48 t	トレイ	4 t
乾燥生ごみ	33 t	ペットボトルキャップ	2 t
くつ・かばん類	3 t	難再生古紙	5 t

※上記の他に、東京たまひだ資源循環組合にて焼却灰930 tがエコセメント化されている。

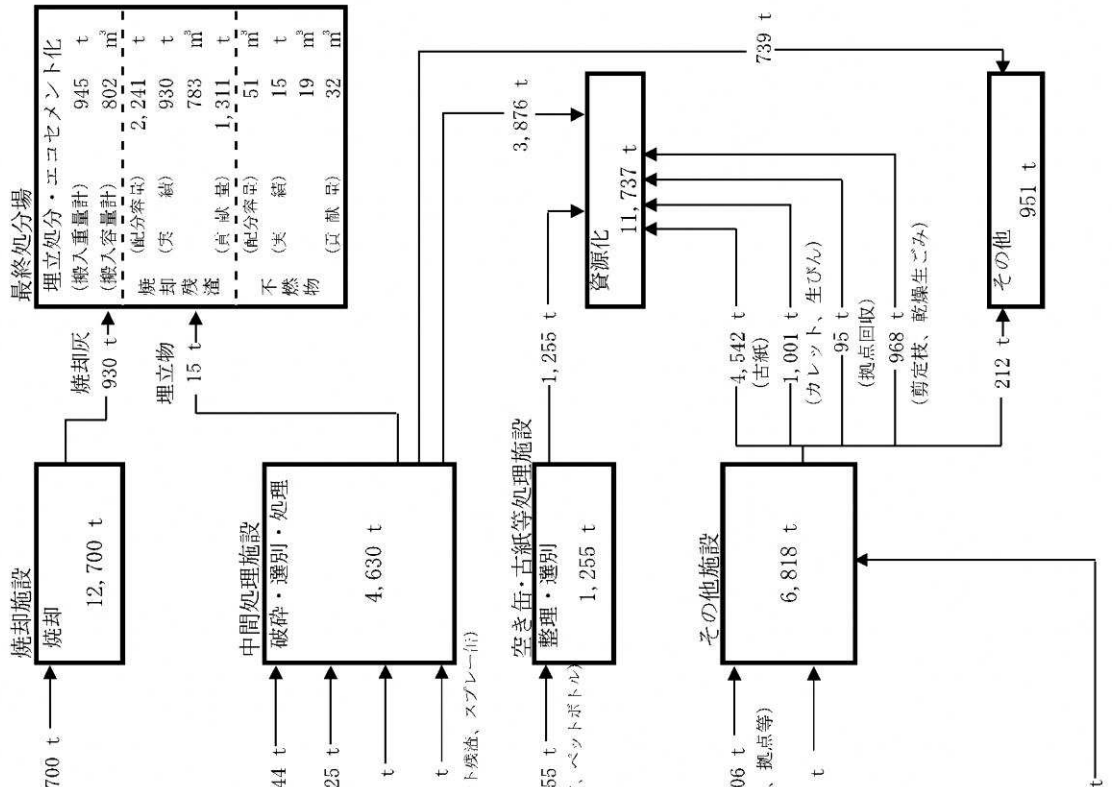
集団回収 (1,603 t) 内訳

新聞	645 t	布	91 t
雑誌	539 t	アルミ缶	27 t
段ボール	285 t	スチール缶	9 t
紙パック	6 t	生びん	1 t

処分・資源化

埋立処分・エコセメント化	945 t
(焼入重量計)	802 t
(焼入容量計)	2,241 t
焼却	930 t
残渣	783 t
(再処理)	1,311 t
(配分率)	51 t
不燃物	15 t
(実績)	19 t
(計画)	32 t

中間処理



収集

収集量	25,403 t
燃やすごみ	12,700 t
内訳	12,331 t
持込	369 t
燃やさないごみ	1,544 t
内訳	1,537 t
持込	7 t
プラスチックごみ	2,225 t
内訳	2,225 t
持込	0 t
粗大ごみ	906 t
資源物	7,991 t
内訳	4,542 t
古紙	562 t
布	1,046 t
スプレー缶	49 t
空き缶・金属	397 t
ペットボトル	332 t
剪定枝	951 t
乾燥生ごみ	17 t
拠点回収	48 t
びん	4 t
トレイ	33 t
乾燥生ごみ	2 t
ペットボトルキャップ	3 t
くつ・かばん類	3 t
難再生古紙	5 t
※残渣を含む	37 t
(空き缶 : 16 t、びん : 45 t、ペットボトル : 20 t)	
有害ごみ	37 t
(電池 : 29 t、蛍光灯 : 8 t)	

図 1.1-1 ごみ処理フロー (平成 27 年度)

② ごみの排出量の現状

ごみ排出量、項目別のごみ排出量、不燃・粗大ごみの中間処理量、資源化量の推移は、  
 図1.1-2から図1.1-5のとおりである。

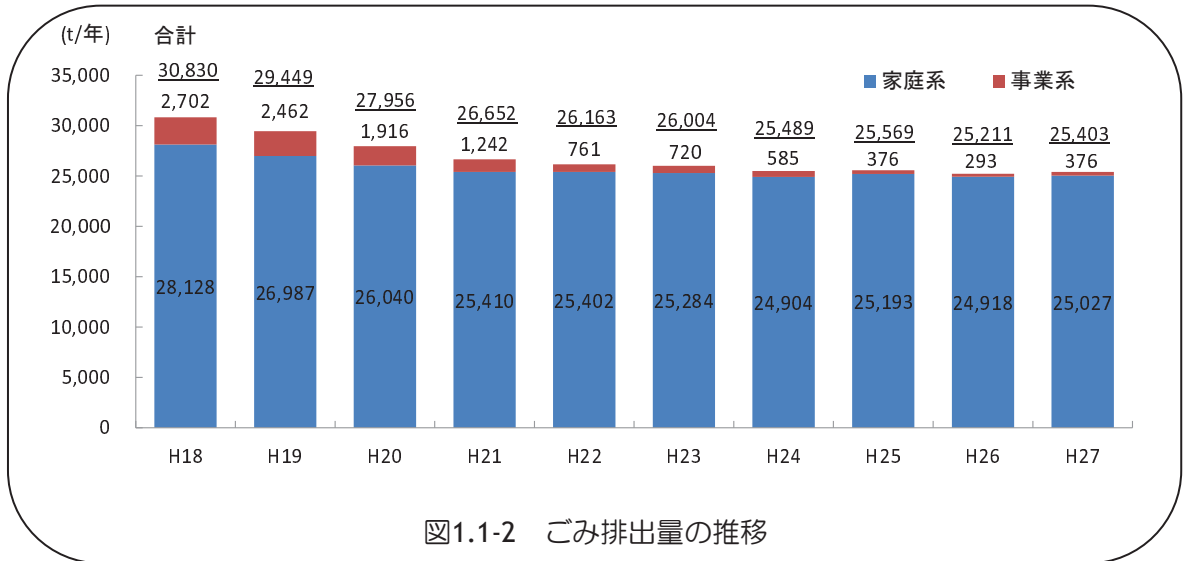


図1.1-2 ごみ排出量の推移

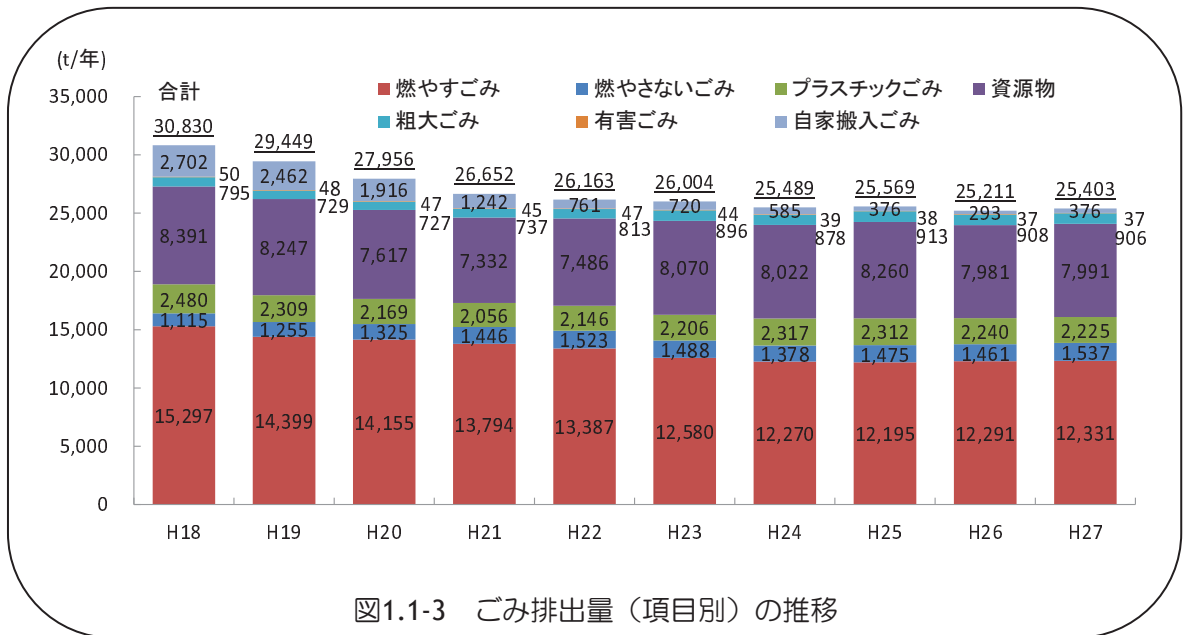
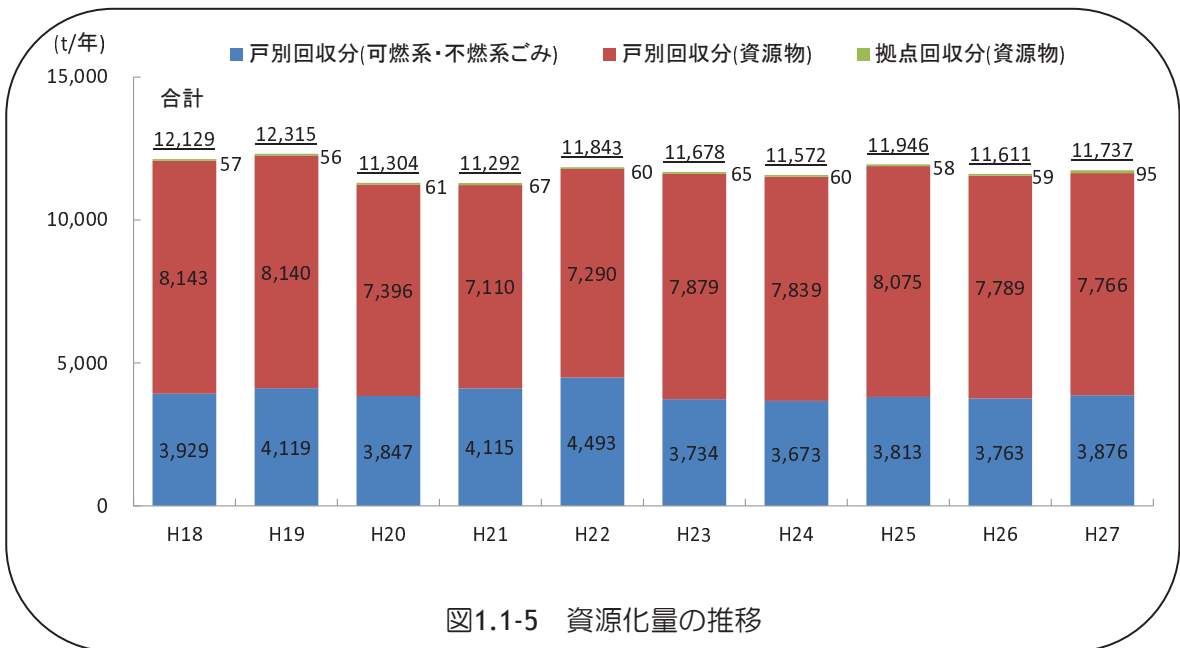
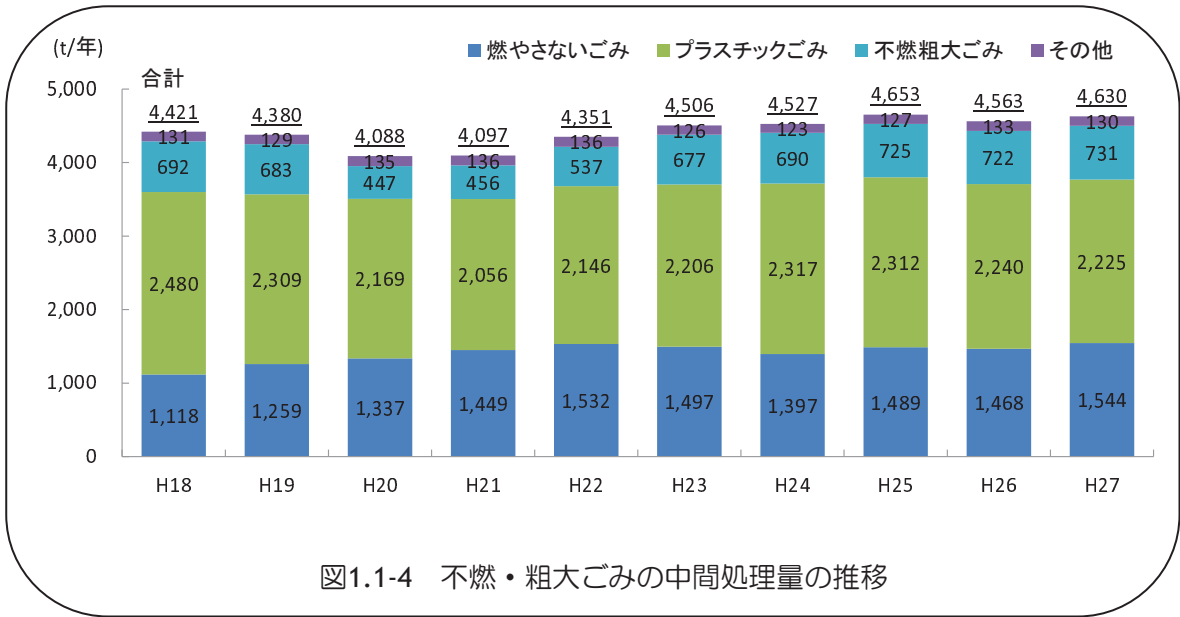


図1.1-3 ごみ排出量（項目別）の推移





③ ごみの排出量の将来推計  
 平成28年度以降は、「小金井市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）」策定時に  
 による将来推計である。

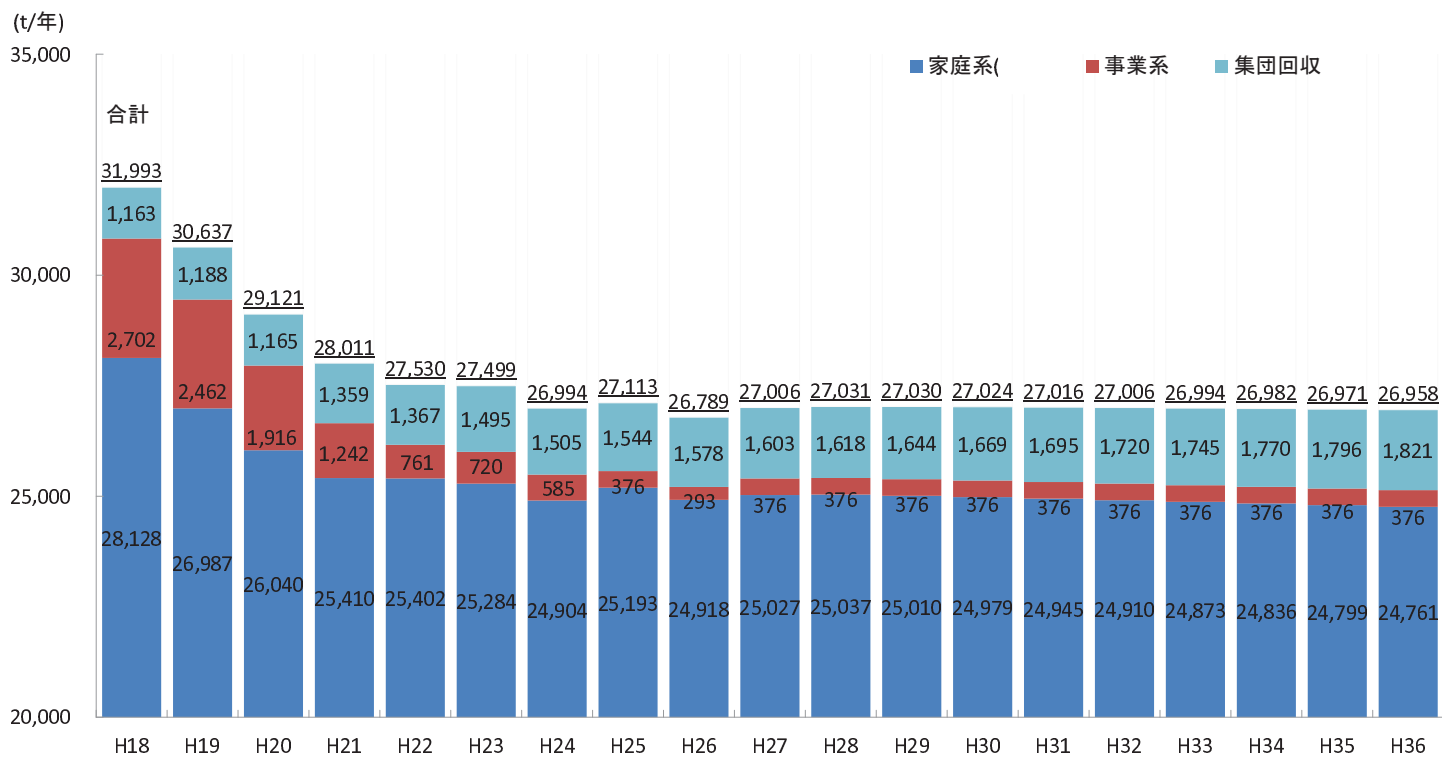
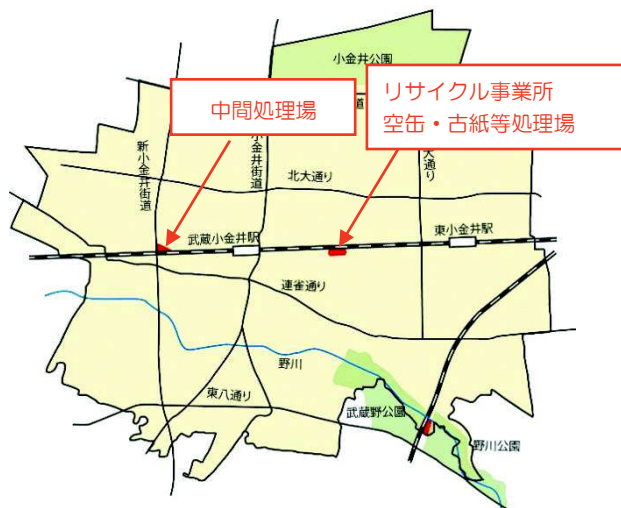


図1.1-6 ごみ排出量の将来推計

## 1.2 清掃関連施設の概要

### (1) 現状の清掃関連施設

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、中間処理場や蛇の目ミシン工場跡地（庁舎建設予定地）で、破碎、選別等の処理を行っている。



#### ○中間処理場（貫井北町）

敷地面積	3,850.25 m <sup>2</sup>
建築面積	1,223.00 m <sup>2</sup>
延べ面積	1,810.30 m <sup>2</sup>
階数	2 階
用途	不燃・粗大ごみ処理施設



#### ○蛇の目ミシン工場跡地 （庁舎建設予定地）

##### ・リサイクル事業所

延べ面積	385.81 m <sup>2</sup>
階数	1 階
用途	公益社団法人小金井市シルバー人材センターが不用品の修理再生事業及び市民への販売を行っている。

##### ・空缶・古紙等処理場


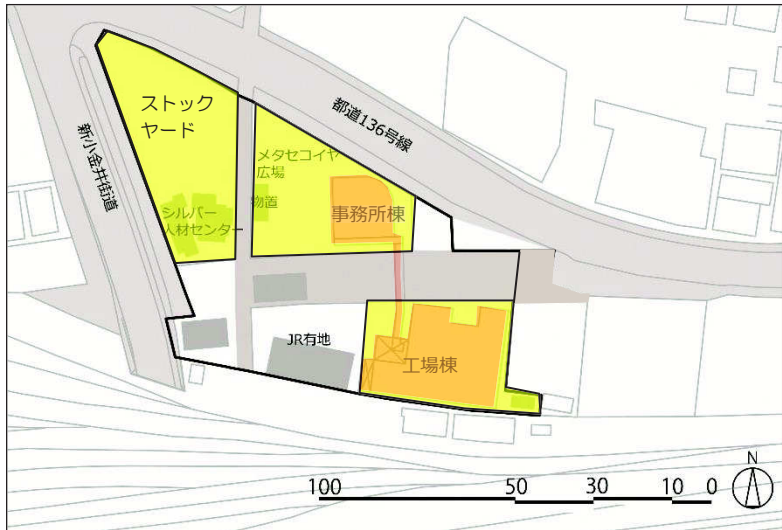
延べ面積	616.40 m <sup>2</sup> （空缶処理施設 260 m <sup>2</sup> 、ペットボトル処理施設 356.4 m <sup>2</sup> ）
階数	1 階
用途	資源物整理・選別（空き缶、布、ペットボトル等）



① 小金井市中間処理場（不燃・粗大ごみ処理施設）

ア 概要

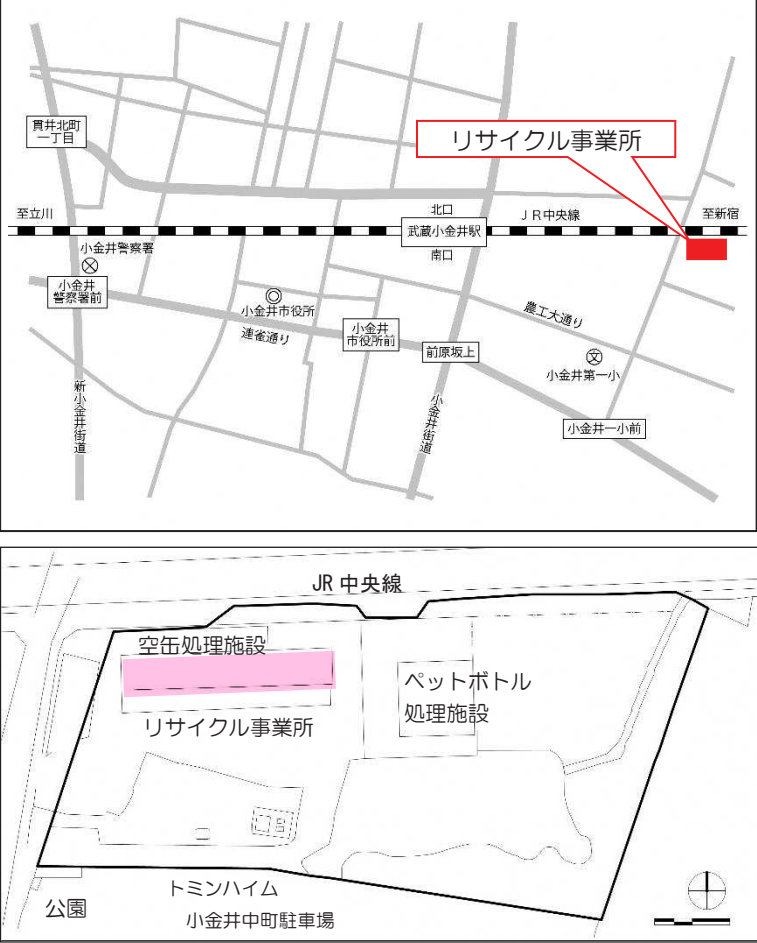
中間処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	小金井市中間処理場
所在地	<p>小金井市貫井北町一丁目 8 番 25 号</p>  
処理能力	30 t / 5hr（型式：高速回転複合式縦型破砕機）
敷地面積	3,850.25m <sup>2</sup>
建築面積	1,223.00m <sup>2</sup> （延べ面積 1,810.30m <sup>2</sup> ）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建設	着工：昭和 60 年 8 月 2 日 竣工：昭和 61 年 11 月 29 日 （耐用年数 38 年、経過年数 29 年）
主要機器改修工事	平成 6 年 12 月
大規模改修工事	着工：平成 18 年 9 月 竣工：平成 19 年 3 月

② リサイクル事業所（公益社団法人小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所）

ア 概要


リサイクル事業所の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	リサイクル事業所
所在地	小金井市中町三丁目 19 番 16 号
	
延床面積	385.81m <sup>2</sup> （1棟）
構造	鉄骨造
建設	竣工：昭和 37 年 12 月（耐用年数 38 年、経過年数 53 年）

③ 空缶・古紙等処理場（資源物処理施設）

ア 概要

空缶・古紙等処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。

施設名称	空缶・古紙等処理場
所在地	<p>小金井市中町三丁目 19 番 16 号</p> 
延床面積	<p>①空缶処理施設 : 260m<sup>2</sup> (1棟)                  ②ペットボトル処理施設 (古紙等の整理も含む) : 356.4m<sup>2</sup> (1棟)</p>
構造	鉄骨造
建設	竣工：昭和 44 年 1 月 (耐用年数 31 年、経過年数 46 年)
稼働開始日	<p>①空缶処理施設 : 平成 8 年 10 月                  ②ペットボトル処理施設 : 平成 9 年 9 月</p>

## (2) ごみ処理における課題の整理・抽出

### ア ごみ処理等の現状

#### 1) 中間処理場

##### ①燃やさないごみ

燃やさないごみは、燃やさないごみダンピングボックスに降ろされ、処理困難物や小型家電、爆発のおそれのある危険物等を手作業により抜き取った後、不燃ごみ受入コンベヤにより破袋機に投入される。手選別コンベヤで、再度、小型家電、危険物等を抜き取り、粗大ごみ受入供給コンベヤに投入され、破碎機に運ばれる。

破碎後、選別設備により 3 種類（焼却物、スチール、アルミ）に選別処理され、それぞれ資源化処理施設等へ搬出される。

##### ②プラスチックごみ

プラスチックごみは、ごみ貯留ピットに投入される。貯留したプラスチックごみは、プラスチック搬送クレーンによりプラスチック搬送コンベヤに投入され、パッカー車積込装置により大型パッカー車に積み込まれ、プラスチック選別処理施設へ搬出される。

##### ③粗大ごみ

粗大ごみは、場内プラットホームに降ろされ、可燃性粗大ごみおよび金属粗大ごみを手作業により抜き取った後、粗大ごみ受入供給コンベヤに投入され、破碎機に運ばれる。長尺物などの粗大ごみは、粗大ごみ切断プレス機により一定の大きさに切断した後、コンベヤに投入され、破碎機に運ばれる。

破碎後、選別設備により 3 種類（焼却物、スチール、アルミ）に選別処理され、それぞれ資源化処理施設等へ搬出される。

可燃性粗大ごみ、布団類はストックヤードに保管し、それぞれサーマルリサイクル施設へ搬出される。金属粗大ごみは、粗大ごみ切断プレス機で圧縮してブロック状に成形し、有価物として搬出される。

##### ④有害ごみ（電池、蛍光管）

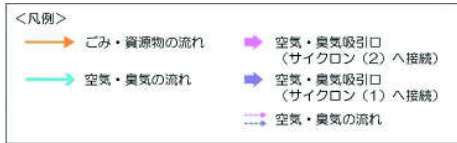
電池は、袋から取出し、ドラム缶に梱包する。蛍光管は、蛍光管処理機で破碎後、ドラム缶に梱包する。ドラム缶はストックヤードに保管し、資源化処理施設へ搬出される。

##### ⑤スプレー缶

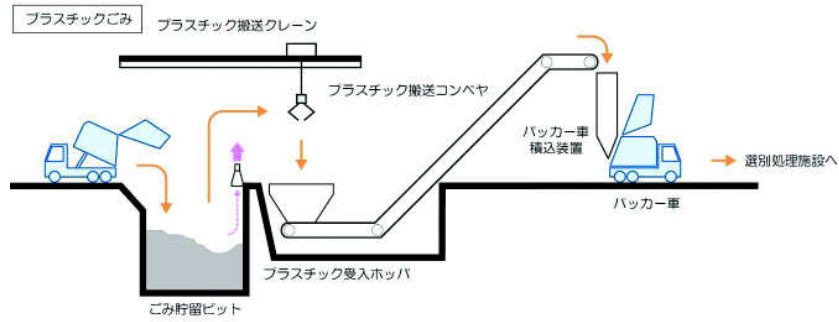
スプレー缶は専用処理機により、ガスを抜き取った後、破碎機に投入される。

破碎後、選別設備により 2 種類（スチール、アルミ）に選別処理され、有価物として搬出される。

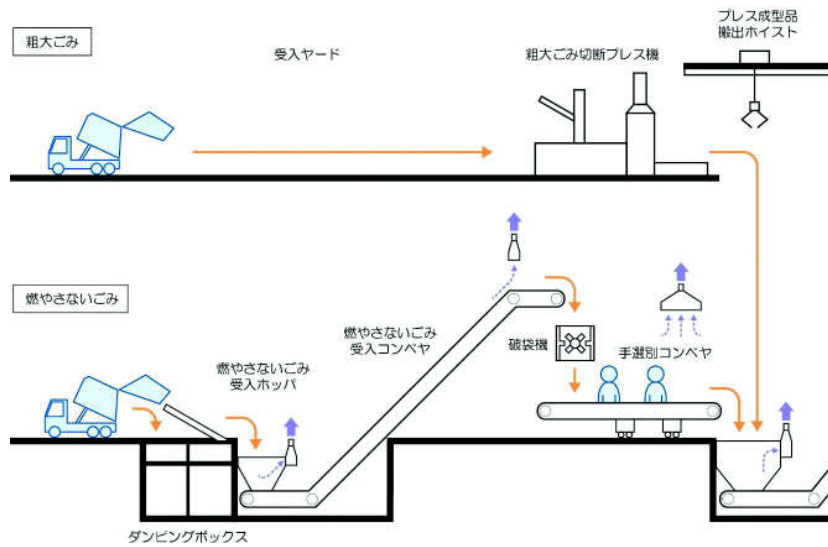




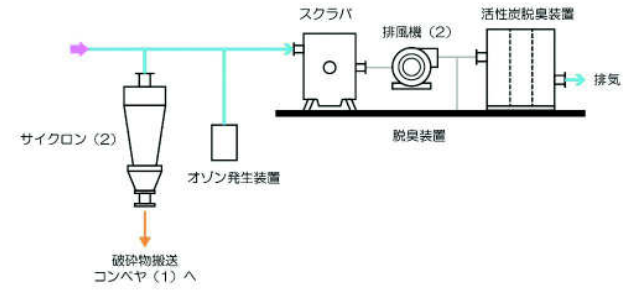
受入・供給・破袋設備



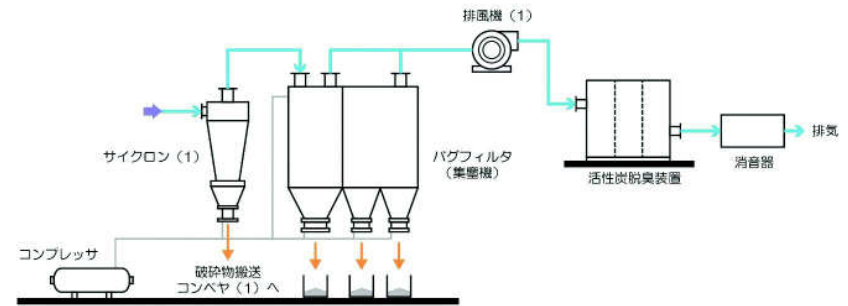
粗大ごみ



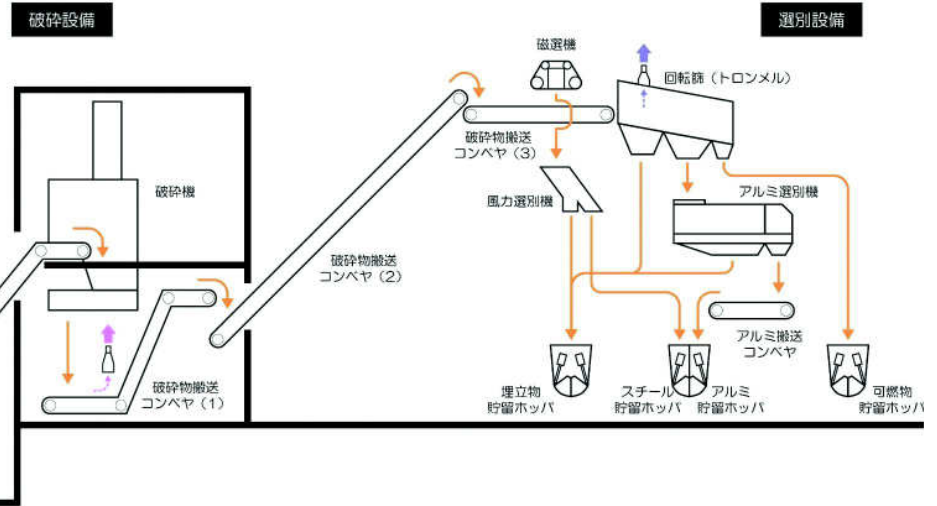
集塵・脱臭設備 (オゾン・スクラバ・活性炭方式)



集塵・脱臭設備 (バグフィルタ・活性炭方式)



破砕設備



選別設備

図 1.2-1 中間処理場 処理フロー

## 2) 空缶・古紙等処理場

空缶・古紙等処理場は、市内で収集した空き缶、ペットボトルを選別・圧縮し、その他金属等を保管するための施設です。また、布、古紙（一部）、生ごみ乾燥物を民間施設に搬出するまで保管しており、主に以下の設備で構成されている。

### ①空缶処理施設

収集された空き缶を受入ヤードにおいて手作業で破袋・選別してコンベヤに投入し、手選別で不適物等を取除いた上で、選別プレス機で圧縮してインゴット（アルミ：約 5kg、スチール：約 10kg）に成形し、搬出される。

### ②ペットボトル処理施設

収集されたペットボトルは、重機を使って破袋機に投入され、手選別コンベヤで不適物等を取除いた上で、ペットボトル減容機で圧縮・結束してペール（約 18kg）に成形し、梱包した後、搬出される。

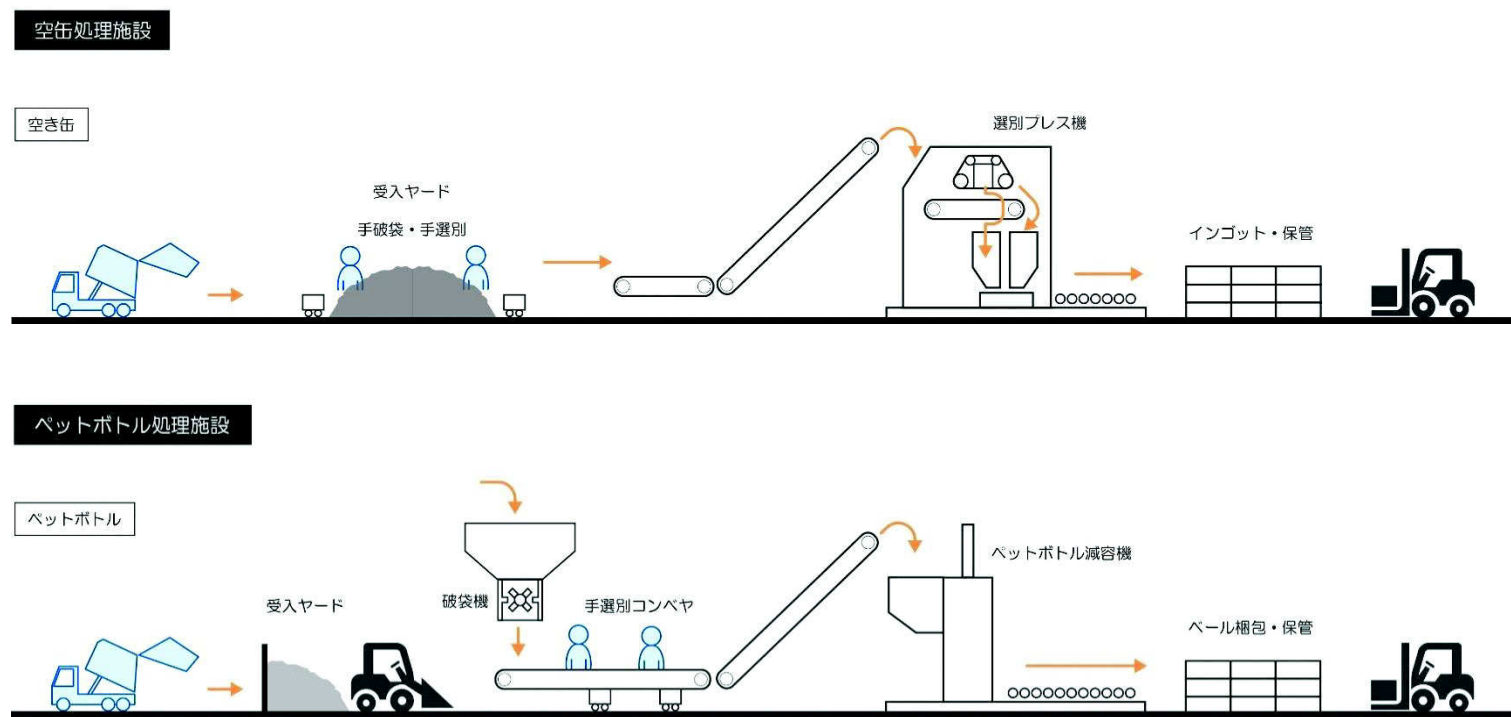


図 1.2-2 空缶・古紙等処理場 処理フロー（イメージ）



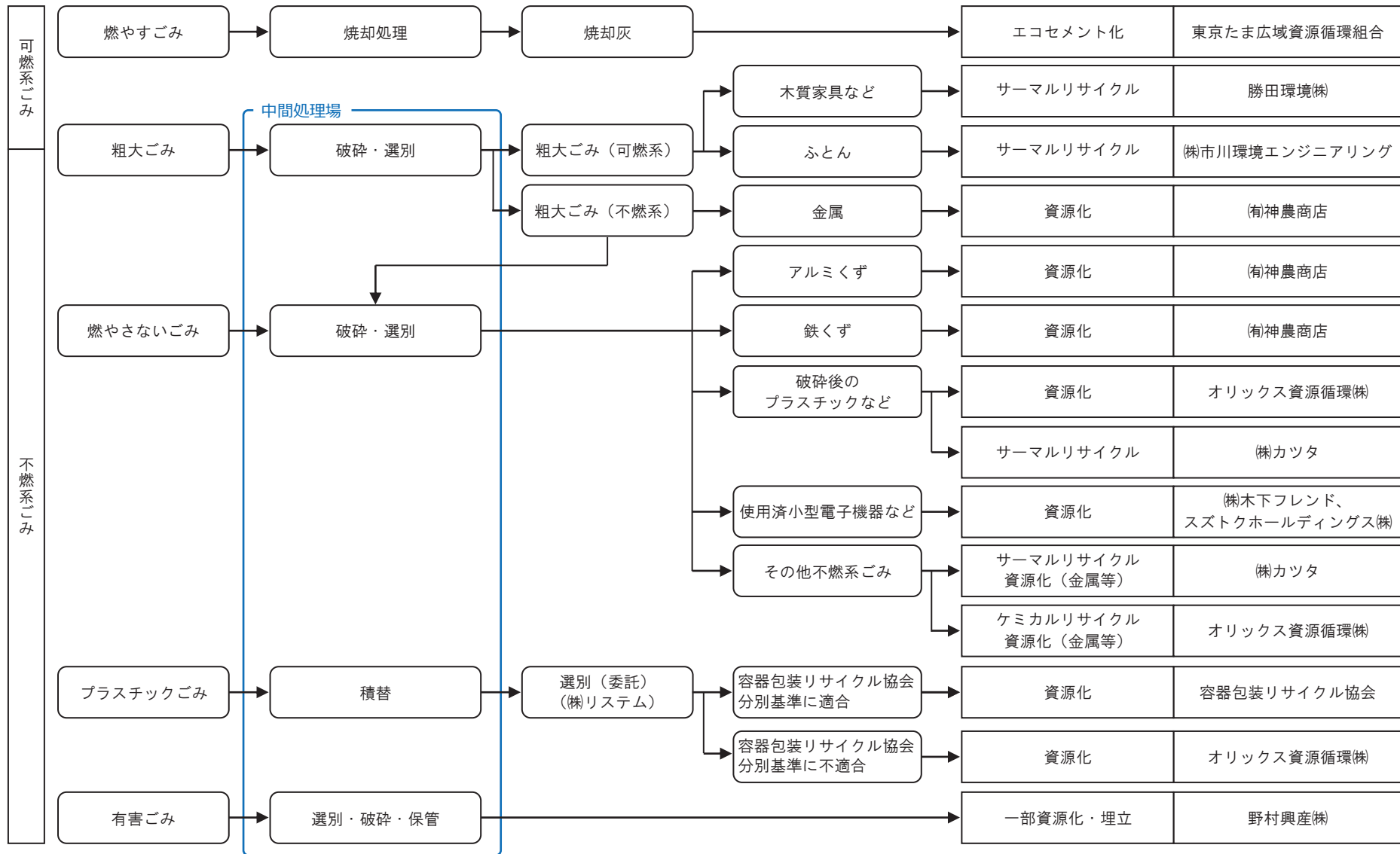


図 1.2-3 ごみ処理フロー（平成 28 年度：その 1）

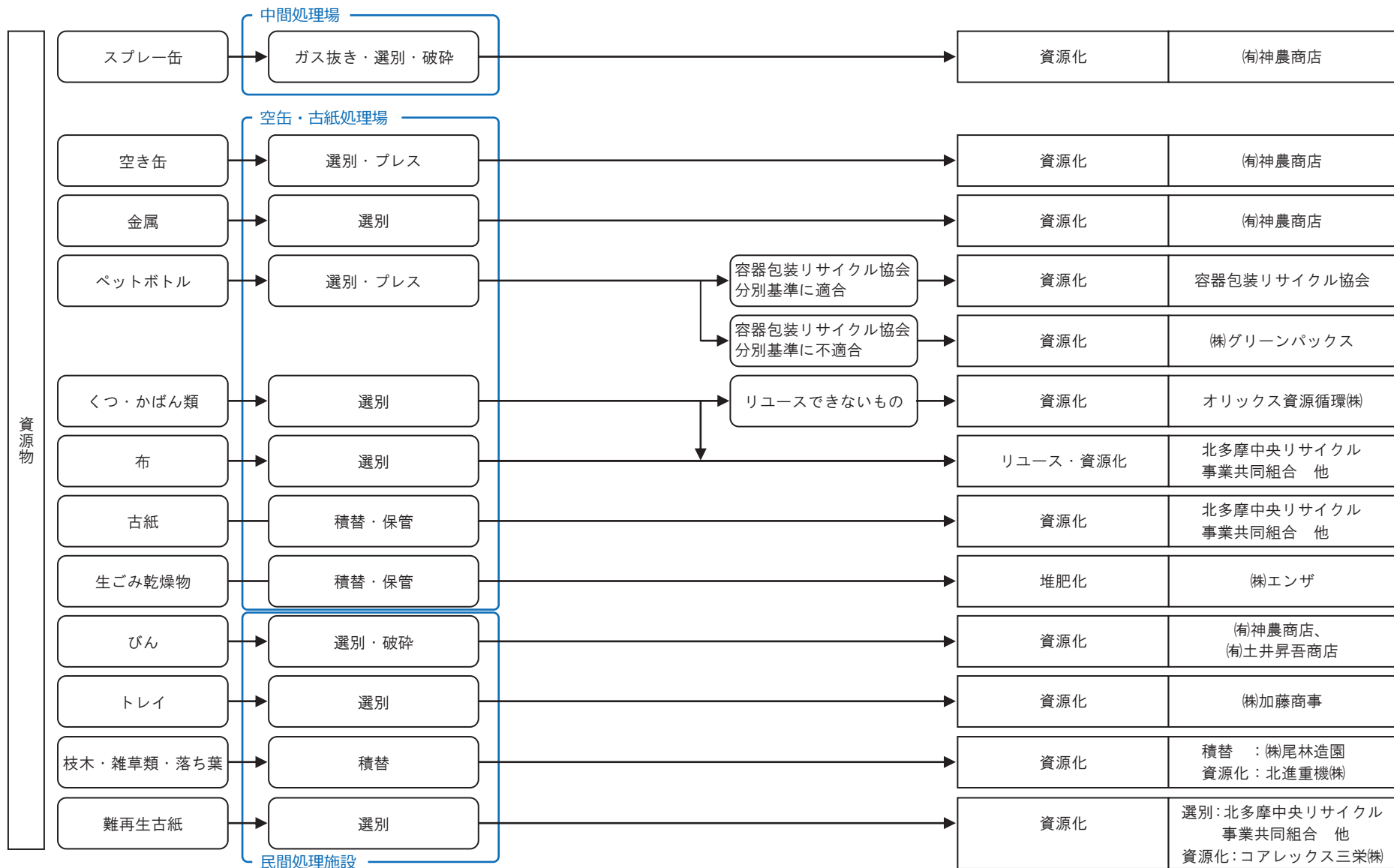


図 1.2-4 ごみ処理フロー（平成 28 年度：その 2）

## イ ごみ処理等の課題

### 1) 中間処理場

#### (a) 長期間の継続稼働

これまでは、各設備の耐用年数にもとづき予防保全の視点から適正に修繕・維持管理が行われてきており、致命的な損傷は発生していないが、運転期間が長期になると、安全性および信頼性に対する懸念が増大するものと考えられる。

中間処理場は、竣工・供用開始から約 30 年、大規模改修から約 10 年経過した施設であるため、突発的な事故・不具合が発生する可能性は否定できない。また、一般的に点検修繕費は修繕範囲の拡大とともに増加する傾向にあるため、将来的には新規施設への整備・移行は避けられないと考えられる。

#### (b) 運転・作業環境の改善

中間処理場は狭小な敷地に設置されていることから、車両や作業員の動線が交錯し、作業安全上、危険が伴う等の問題が発生しており、運転・作業環境の改善が必要と考えられる。

### 2) 空缶・古紙等処理場

#### (a) 暫定的な施設での処理

空缶・古紙等処理場は、暫定的に設置した施設であり、建築物・設備とも長期間継続して運営することは想定されておらず、騒音・臭気など周辺への公害防止対策が十分なされていない。

#### (b) 運転・作業環境の改善

受入ヤードでの手作業での破袋、選別など、資源化に係る作業が機械化・自動化されておらず、処理工程の省力化・効率化が課題となっている。

## 1.3 処理対象ごみの設定

### (1) 処理対象物

ごみの減量化、減容化、資源回収の観点から、処理対象物は以下のとおりとするが、不燃・粗大系ごみについては、市内で燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別処理するケースを図 1.3-1 に、市内では燃やさないごみの積替えおよび粗大ごみの手作業による解体のみを行うケースを図 1.3-2 とする。

【不燃・粗大系】 燃やさないごみ、粗大ごみ

【資源物系】 プラスチックごみ、ペットボトル、空き缶、びん、  
古紙、布、金属、有害ごみ、スプレー缶、くつ・かばん類

### (2) 処理対象ごみ量・施設規模

#### ① 計画目標年次

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成 15 年 12 月 15 日、環廃対発第 031215002 号）において、ごみ処理施設の規模を定める年次は、「稼働予定年の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めるものとする。」とされている。

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」における処理対象ごみ量の将来予測では、今後のごみ発生量の減少が見込まれている。一方、供用開始年次は未定であることから、計画目標年次は基本計画の目標年次と同じ平成 36 年度と仮定する。

#### ② ごみ処理量

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月）において推計されているごみ排出量にもとづき、現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定すると処理対象ごみ量は表 1.3-1 に示すとおりとなる。

【不燃・粗大系】

家庭系燃やさないごみ 1,464+家庭系粗大ごみ 897+事業系燃やさないごみ 14=2,375t/年

【資源物系】

1) プラスチック : 2,289t/年

2) ペットボトル : 347t/年

3) 空き缶 : 415t/年

4) びん : 1,019t/年

### ③ 施設規模

「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について」（昭和 54 年 9 月 1 日環整 107 号）では、「計画月変動係数は過去 5 ヶ年以上の収集量の実績を基礎として算定」して整備規模を算定することとされている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和 46 年 10 月 25 日環整 45 号）では、「ごみ処理施設の処理能力は、施設の一時間当りの処理能力を基本とし、これに運転時間を乗じたもので表わすものであること」とし、施設の種類ごとの運転時間が定められており、破碎施設および圧縮施設は 5 時間となっている。

現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定すると選別設備、圧縮設備等の規模は以下の通りとなります。なお、稼働率は 70%（週 5 日、年末年始を除く 256 日運転と想定）とし、月最大変動係数は平成 23～27 年度実績をもとに設定している。

また、古紙、布などストックヤードのみを整備する施設については、今後、貯留日数をもとに規模を設定する。

#### 【不燃・粗大系】

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= (1,464 + 897 + 14) \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.21 \div 0.70 = 11.2 \text{ t/5hr} \Rightarrow \mathbf{12 \text{ t/5hr}} \end{aligned}$$

#### 【資源物系】

##### 1) プラスチック選別・圧縮施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 2,289 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.17 \div 0.70 = 10.5 \text{ t/5hr} \Rightarrow \mathbf{11 \text{ t/5hr}} \end{aligned}$$

##### 2) ペットボトル圧縮施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 347 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.38 \div 0.70 = 1.87 \text{ t/5hr} \Rightarrow \mathbf{1.9 \text{ t/5hr}} (\doteq 380 \text{ kg/hr}) \end{aligned}$$

##### 3) 空き缶選別・圧縮処理施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 415 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.26 \div 0.70 = 2.05 \text{ t/5hr} \Rightarrow \mathbf{2.1 \text{ t/5hr}} \end{aligned}$$

##### 4) びん選別処理施設

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{月最大変動係数} \div \text{稼働率} \\ &= 1,019 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} \times 1.28 \div 0.70 = 5.105 \text{ t/5hr} \Rightarrow \mathbf{5.2 \text{ t/5hr}} \end{aligned}$$

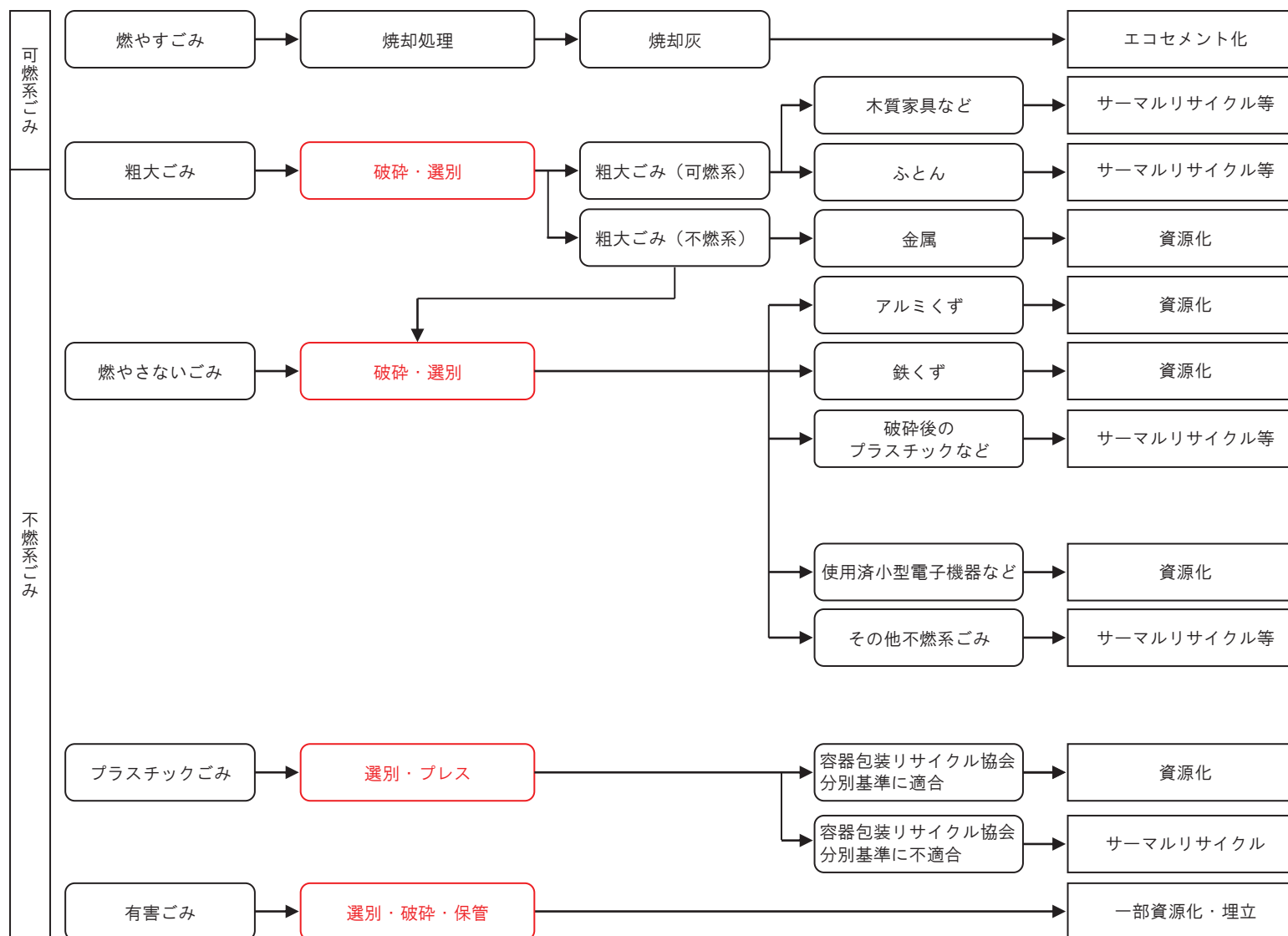


図 1.3-1 ごみ処理フロー（計画案：不燃・粗大ごみを破碎・選別処理する施設を設置する場合：その1）

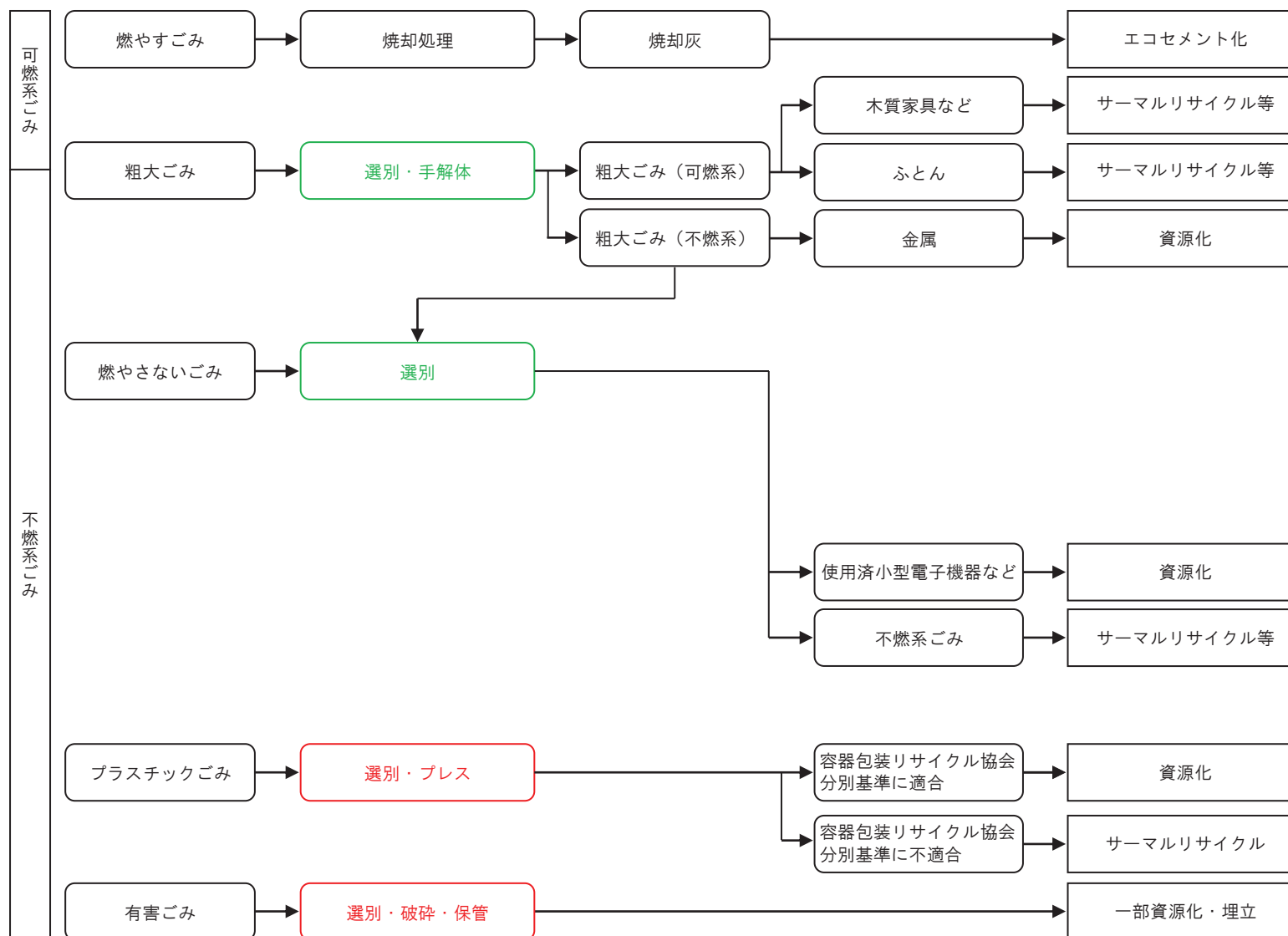


図 1.3-2 ごみ処理フロー（計画案：不燃・粗大ごみを民間処理施設に委託処理する場合：その1）

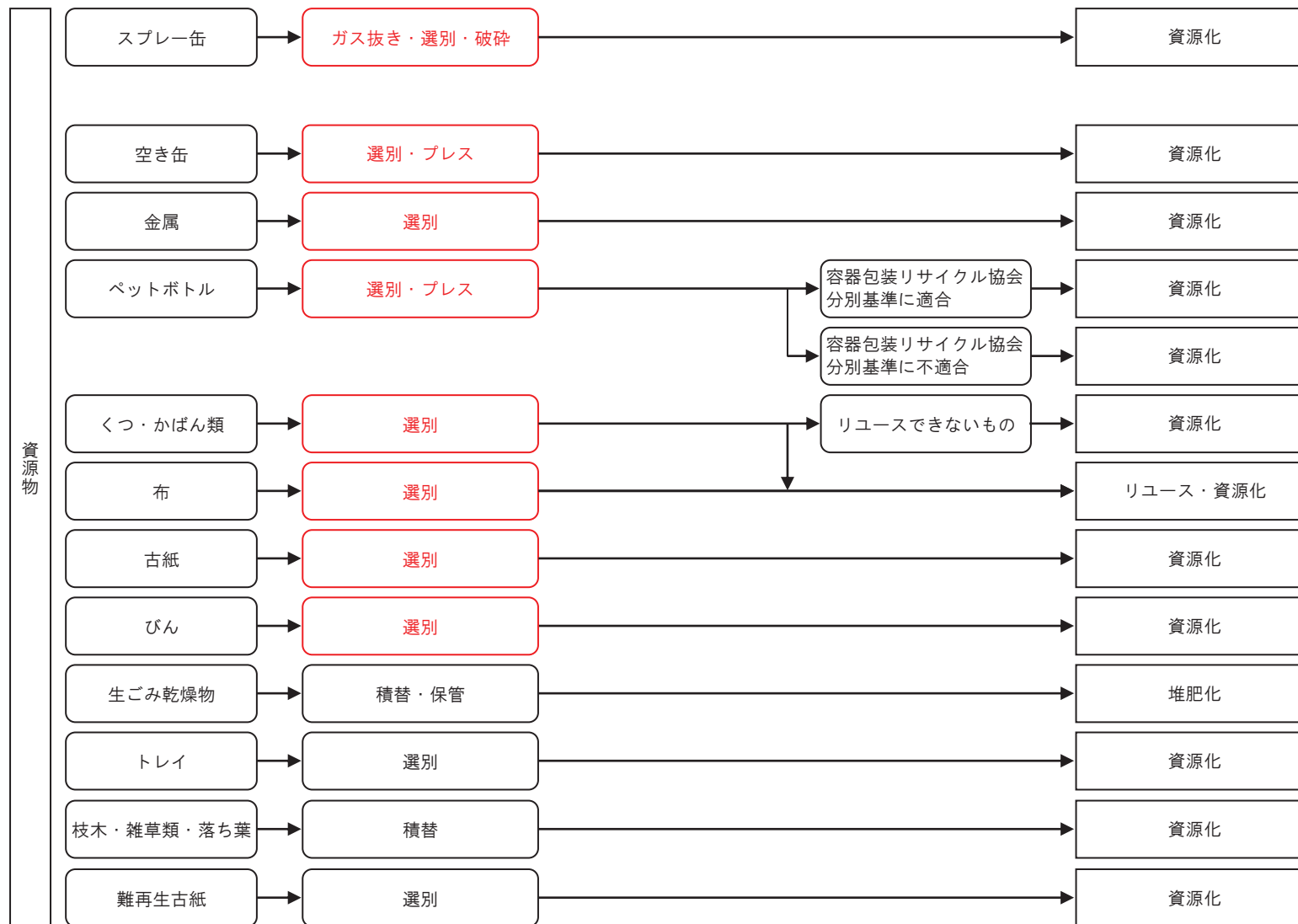


図 1.3-3 ごみ処理フロー（計画案：その2）





## 2. 清掃関連施設整備の検討

### 2.1 施設整備にあたっての基本方針

清掃関連施設は、地域住民等の理解と協力のもと、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の適正処理はもとより、環境と安全に配慮した施設とし、可能な限りごみの減量、資源化、最終処分量の削減等を図り、循環型社会形成に寄与する施設を目指すものとする。

現状の処理体系や関連計画の考え方を踏まえ、清掃関連施設整備の基本方針を以下のとおり設定する。

#### (1) 計画的な施設更新

中間処理場は施設全体の老朽化が進んでいること、空缶・古紙等処理場は暫定的な施設であることから、早期に清掃関連施設の整備が必要となっている。

中長期的なごみ処理に係る経費の縮減が重要な課題であることを認識し、合理的・機能的な施設の配置を検討した上で、経済性・維持管理性に優れた施設を整備する。

また、財政負担の軽減の観点から、近隣自治体との連携の模索も含め、効率的かつ安定的に運営できる施設を目指す。

#### (2) 安全・安心の確保

法令・条例で定める環境や安全に関する基準を厳守することはもとより、可能な限り施設や搬入出車両等からの環境負荷の低減や施設周辺的生活環境の保全に努め、作業員の労働環境にも配慮した施設とする。

また、平常時のみならず、災害など非常時におけるごみ処理体制に寄与できる機能を備えた施設とする。

#### (3) 市民サービスの向上

安定したごみ処理体制を維持するだけでなく、ごみ処理の大切さ、リサイクルの必要性など3R（発生抑制・リユース・リサイクル）に関する情報を提供し、再生利用・展示など住民の参加・活用しやすい施設とする。

## 2.2 処理方式の改善方策

既存ごみ処理システムの問題点を踏まえると、表 2. に示すような改善方策が挙げられる。

人員配置及び経費（建設費、維持管理費等）については、今後更なる検証が必要であるため、ここでは処理フローのあるべき方策を検討する。

### (1) 不燃・粗大系ごみ

#### ①受入供給設備

燃やさないごみは受入ヤードがなく、直接、ダンピングボックスに荷下ろししているが、専用の受入ヤードを設ける。ヤードで受入・貯留した燃やさないごみと粗大ごみは、ホイールローダー等の重機によりホッパに投入する。

#### ②破碎設備

高速回転破碎機は危険物の混入により爆発の危険性があるため、前処理として低速回転破碎機を設置して火花が発生しない状況下で燃やさないごみ・粗大ごみを粗破碎する。

長尺ごみ用に既存施設と同様に切断式破碎機を設置することも検討する。

#### ③選別設備

既存施設と同様に、破碎物から磁力選別機でスチールを選別した上で、粒度選別機で破碎物の粒度別に分離する。小粒物を不燃物とし、大粒物はアルミ選別機でアルミと可燃物に分離する。なお、現在は、スチールとアルミ以外の可燃物と不燃物はまとめて残さとして委託処理しているが、3種選別（スチール・アルミ・残渣）とするか、4種選別（スチール・アルミ・可燃物・不燃物）とするか、検討する。

また、既存施設は磁力選別機、アルミ選別機1台ずつで処理しているが、選別するスチール・アルミの純度や回収率を向上させるため、複数台直列で多段処理することも検討する。

### (2) 資源物

#### ①プラスチックごみ処理施設

現在、ピットで受入・積替え後に民間に委託している容器包装プラスチックを破袋・手選別してPP（ポリプロピレン）バンドで結束等を行う。

なお、プラスチックごみには、容器包装プラスチック以外にバケツや洗面器のようなプラスチック製品と一緒に分別排出されているため、比重差により重量物（プラスチック製品）と軽量物（容器包装プラスチック）に選別することも検討する。

#### ②ペットボトル処理施設

既存施設と同様に、ヤードで受入・貯留後、破袋・手選別してPP（ポリプロピレン）バンドで結束等を行う。

#### ③びん処理施設

現在、民間処理施設で破碎・選別しているびんを手選別で色別選別する。なお選別物の品質・価値向上のため、4色（無色・透明、茶色、青緑色、黒色）程度に選別する。

#### ④空き缶処理施設

現在、受入ヤードにおいて手作業で破袋・選別しているが、破袋機、手選別コンベヤを導入して省力化・効率化を図る。



表 2.2-1 燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物処理施設の処理フローの課題と改善方策

設備・項目	現状		改善方策		
	概要	長所・短所	概要	長所・短所	
1. 不燃・粗大ごみを扱う施設	中間処理場と空缶・古紙等処理場にわかれている。	×効率的な運営が難しい。	粗大ごみを扱う施設をまとめる。	○効率的な運営を図ることができる。 ○市民の粗大ごみの直接持ち込みの実現可能性がある。	
①不燃・粗大ごみ破碎・選別処理施設	市内で燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別処理した後、市外の施設で資源化している。	×中間処理場は老朽化が進んでいる。	市内で燃やさないごみ・粗大ごみの破碎・選別処理するか、市内では燃やさないごみの積替えおよび粗大ごみの手作業による解体のみを行うかを今後検討する。	環境的側面、社会・事業的側面の比較は表 2.2-2 を参照。	
燃やさないごみ	受入設備	受入ヤードがなく、ダンピングボックス上で直接、荷下ろし・選別している。	×作業上、危険性がある。破碎不適物の選別が難しい。	燃やさないごみの受入ヤードを設ける。	○作業環境、選別効率の向上が期待できる。
	選別設備	コンベヤで手選別	×コンベヤ長が十分でないなど、作業環境、選別効率が悪い。(設置当初は、小型家電の選別を想定していない。)	小型家電、破碎不適物の選別に対応する手選別コンベヤを設定する。	○作業環境、選別効率の向上が期待できる。
	破碎設備	高速回転破碎機のみ	×スプレー缶など危険物の混入により、爆発・火災の危険性がある。	低速回転破碎機で粗破碎した後、高速回転破碎機で細破碎する。	○火花が発生しない状況下で粗破碎することにより爆発・火災の危険性が低くなる。 ×低速回転破碎機は絨毯など長尺物、繊維物の粗破碎には適さない。
粗大ごみ	受入設備	受入ヤードが狭い。	×粗大ごみを保管するスペースがない。	粗大ごみの受入、解体・一時貯留できるヤードを設ける。	○受入ヤードでの作業が他の作業の支障にならない。
	破碎設備	切断プレス機	○長尺物の粗破碎に適している。 ×大量の処理には向かない。	長尺物はスプリング入りマットレスと同様に手作業で切断する。	△ヤードでの手作業の切断が必要になる場合がある。
共通	粒度選別機	3種選別(スチール、アルミ、残さ)	△可燃物と不燃物を残さとして、一緒に委託処理している。	3~4種選別(スチール、アルミ、可燃物、不燃物)	△委託処理先によっては処理費の削減が期待できる。
	磁力選別機、アルミ選別機	1台	×高い回収率は期待できない場合がある。	アルミ選別機でもスチールを選別するなど、複数台で直列多段選別を行う。	○相対的に高い回収率が期待できる。
	搬出設備	搬出スペースが狭い。	×貯留ホッパから選別物を搬出するための車両スペース、動線がほとんどない。	搬出設備のスペースを確保する。	○搬出設備での作業が他の作業の支障にならない。
③リユース品展示販売所	リサイクル事業所で運営	△既存建物を利用した暫定的な施設である。	既存施設と同様、家具等を展示・販売する。	○効率的な運営を図ることができる。	
2. 機械処理・手選別を行う施設	中間処理場と空缶・古紙等処理場にわかれている。	×効率的な運営が難しい。	機械処理・手作業処理をまとめる。	○作業体制の強化・効率化が図れる。	
②プラスチック選別・圧縮処理施設	中間処理場で積替えのみを行っている。	△民間施設までの運搬経費を要している。	新たに市内に施設を設ける。	○効率化の向上が期待できる。	
プラスチックごみ	受入設備	ビットへの投入口が建物外に面している。	×投入時、騒音・臭気が周辺に拡散するおそれがある。	ビットへの投入は建物内とする。	○周辺環境への影響が軽減できる。
	選別設備	中間処理場で積替えて委託処理	△選別工程の確認が年1回に限られる。	破袋機、比重選別機で処理した後、手選別する。	○比重の小さい容器包装プラスチックと比重の大きいプラスチック製品の選別を省力化、効率化する。
④びん処理施設	民間処理施設で委託処理している。	△自治体として処理施設の整備が望ましい。	施設内で4色程度の選別を行い、資源化する。	○安定した処理・資源化が図れる。	
⑤ペットボトル選別・圧縮処理施設	空缶・古紙等処理場で選別・圧縮処理している。	×暫定的な施設である。	既存施設と同様、選別・圧縮処理する。	○より効率的な処理・資源化が図れる。	
ペットボトル	供給設備	バケットフォークリフトで搬送破袋機に投入している。	×大量の処理には向かない。	受入ホッパ、供給コンベヤを設置する。	○作業環境、選別効率の向上が期待できる。
	貯留設備	結束梱包したバールを建物外で保管している。	×雨水でぬれると品質が低下する。	建物内にバールの保管場所を設ける。	○バールの品質の保持等、本来屋内保管が望ましい。
⑥空き缶選別・圧縮処理施設	空缶・古紙等処理場で選別・圧縮処理している。	×暫定的な施設である。	既存施設と同様、選別・圧縮処理する。	○より効率的な処理・資源化が図れる。	
空き缶	受入設備	ヤードで受入・貯留している。	×舗装されたヤードでの受入のため、荷下ろし時の騒音が大きい。	ゴムライニングなど騒音対策を施したホッパで受入れる。	○騒音対策、受入作業の軽減が期待できる。
	選別設備	受入ヤードにおいて手作業で破袋、選別している。	×作業環境、選別効率が悪い。	破袋機、手選別コンベヤを設置する。	○省力化、選別効率の向上が期待できる。
3. その他、いずれか・いずれにも整備する施設	—	—	—	—	
⑦古紙・布ストックヤード	空缶・古紙等処理場で一時保管している。	×暫定的な施設である。	既存施設と同様、施設内で一時保管する。	○安定した資源化が維持できる。	
⑧災害廃棄物一時保管場所	市内各所に計画・設置されている。	×より一層の確保が求められている。	施設内の敷地を有効に活用して設置する。	○処理施設との連携が維持できる。	

凡例) ○：優れている。△：どちらとも言えない、普通。×：課題・問題がある。

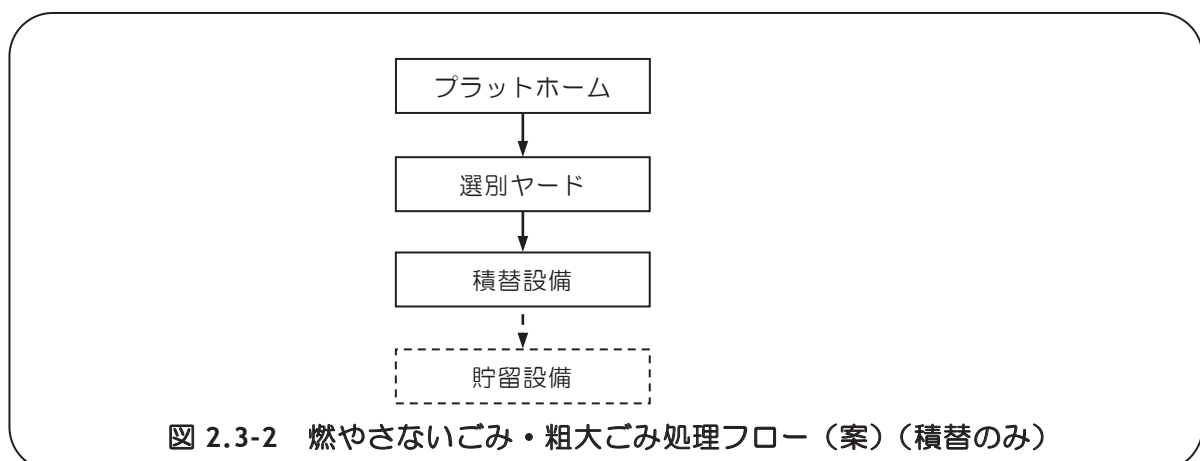
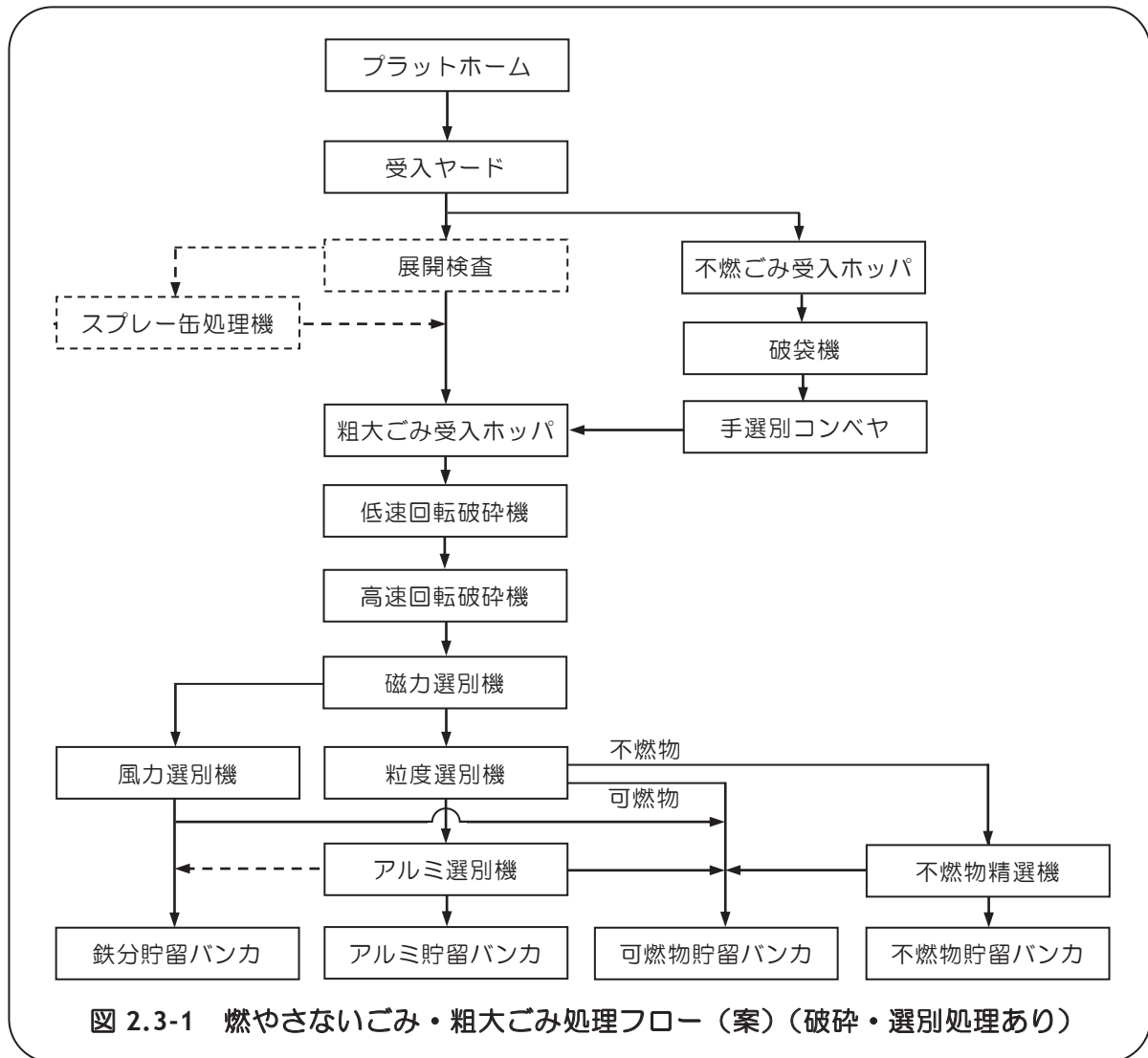
表 2.2-2 燃やさないごみ・粗大ごみの処理工程に関する比較

比較項目	現在の不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で破碎・選別まで行う場合)		検討する不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で積み替え・手作業解体のみ行う場合)	
		評価		評価
環境的側面				
騒音・振動	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わらない。	○	破碎・選別を行わなくなるが、積み替えや手作業解体を行うため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わらない。	○
運搬車両	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における車両台数とほぼ変わらない。	○	収集後に破碎せずに運搬するため、容積が減少しないことから、現状の中間処理場における搬出車両台数から若干の増加が見込まれる(2台/日⇒4台/日)。	△
社会・事業的側面				
都市計画	現状の中間処理場と同様に「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となる。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が不要となる。	○
民間委託によるリスク	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における民間委託によるリスクとほぼ変わらない。	○	民間企業に委託する範囲は現状よりも大きくなるが、複数の委託先を確保することで、民間委託によるリスクを軽減することができる。	△
事業期間	都市計画決定を行う場合には、手続きに一定の期間を要する。	△	都市計画決定が不要なため、最短の事業スケジュールが可能となる。	○
建物規模 (建設コスト)	処理工程に変更がないため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場とほぼ変わらない。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と変わらないが少し小さくなる。	○
処理コスト	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における処理費用とほぼ変わらない。	○	選別工程等も含めて委託した場合、現状の中間処理場における処理コストとほぼ変わらない。	○
維持管理コスト	経年劣化によるコストの増加が見込まれる。	△	機械設備が最小となるため、従来よりもコストの低減を見込むことができる。	○

## 2.3 処理フロー、主要設備方式

### (1) 不燃・粗大ごみ系

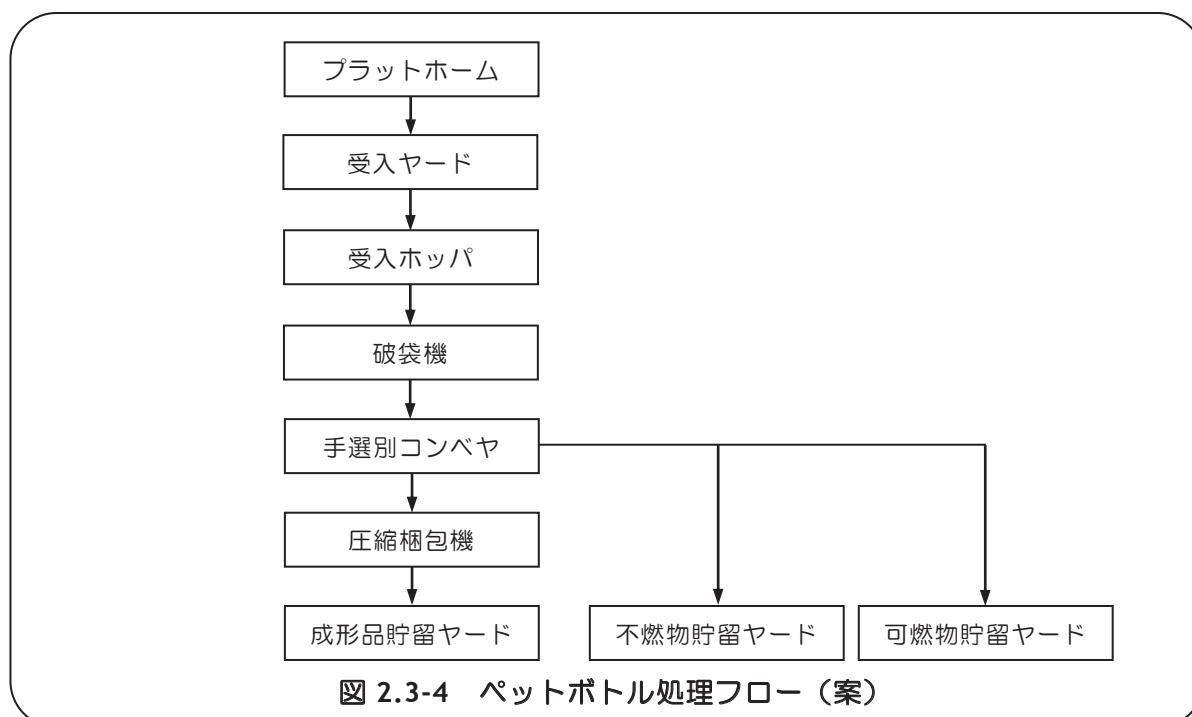
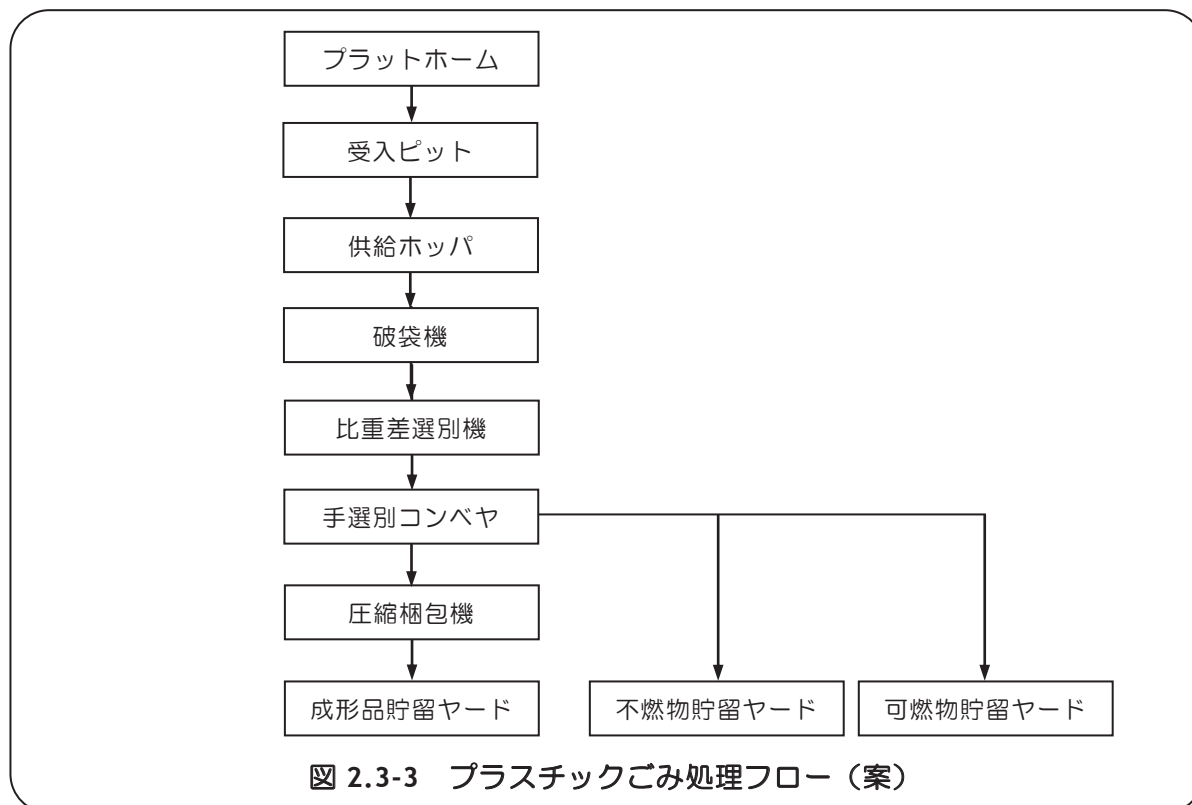
粗大ごみ・燃やさないごみを市内で処理するか、積替えのみとするかで整備するごみ処理施設の処理システムは異なるが、中間処理場での課題に対する改善方策に基づき、市内で粗大ごみ・燃やさないごみの破碎・選別処理する場合の処理フロー（案）を図 2.3-1 に、積替えのみの場合の処理フロー（案）を図 2.3-2 に示す。



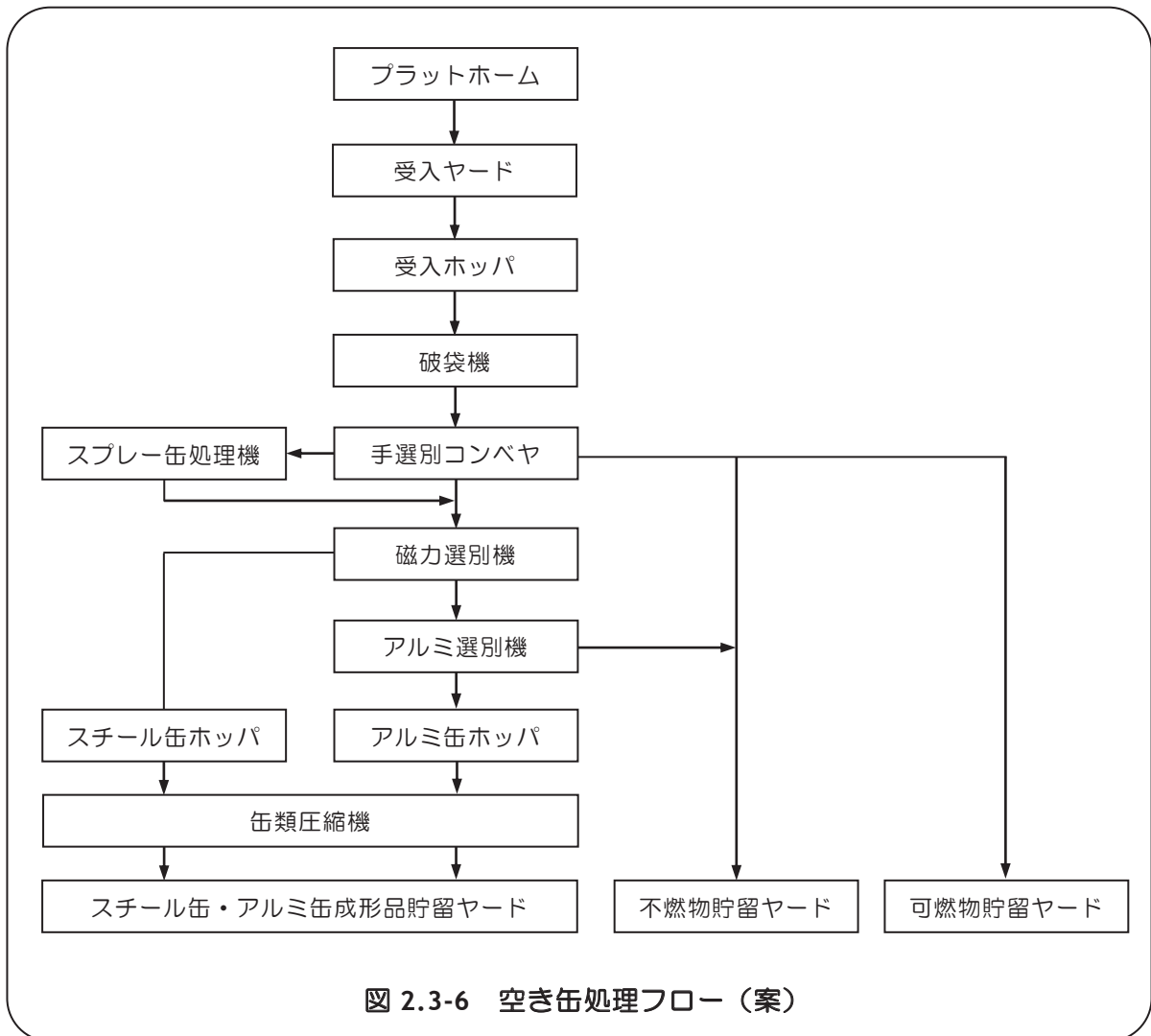
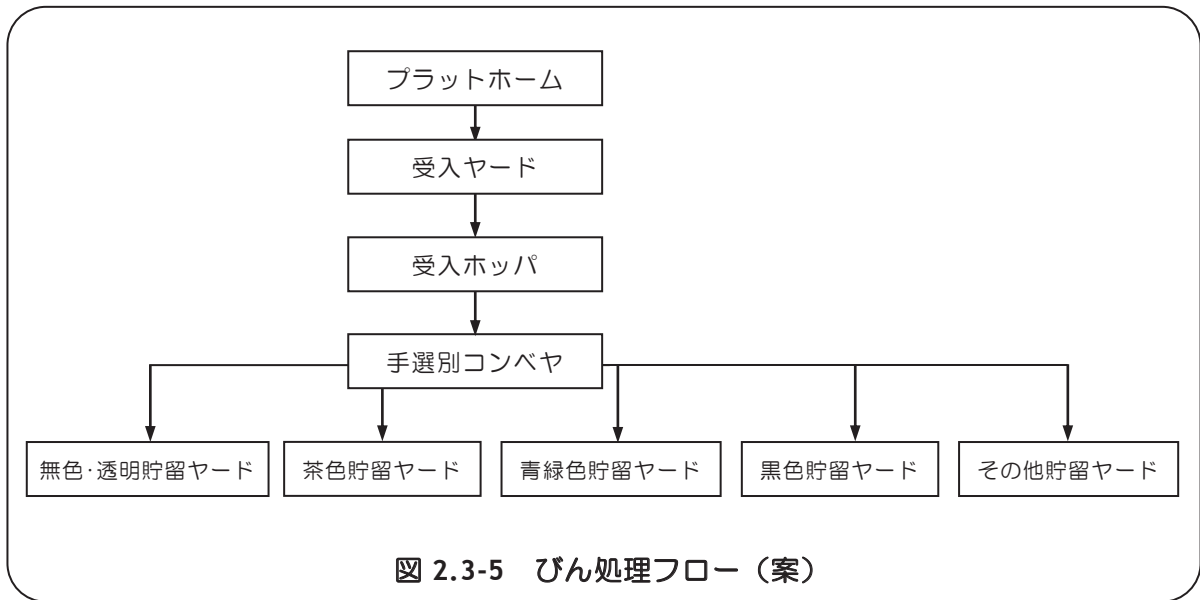
## (2) 資源物系

空缶・古紙等処理場での課題に対する改善方策に基づく、各資源物の処理フロー（案）を  
図 2.3-3～図 2.3-6 に示す。

- ・ プラスチックごみについては、容器包装プラスチックを選別・圧縮・梱包する設備を追加する。
- ・ びんについては、4色（無職・透明、茶色、青緑色、黒色）程度の選別を行う。
- ・ ペットボトル、空き缶は概ね既存設備と同様に手選別を基本とする。







### 第3回協議会でのご意見等の整理

報告4 市外施設の見学会について  
他市のごみ処理の現状について（二枚橋）

意見	(委員)	調布市の現状について、処理工程や建築面積などを教えてもらいたい。
議論	(事務局)	次回までに調べる。
まとめ		—

施設稼働後について（二枚橋）

意見	(委員)	今後、施設稼働後にも住民の声を聞く場をつくる考えはあるのか。
議論	(事務局)	ごみを処理する施設であるため、さまざまな要望、ご意見をいただく可能性がある。現時点では稼働後も運営協議会のようなものはつくりたいと考えている。
まとめ		—

障がい者雇用について（二枚橋）

意見	(委員)	小金井市では障がい者雇用はどうなっているのか。また新施設においてもそういう方たちを雇用する意向はあるのか。
議論	(事務局)	現時点においても空き缶・古紙等処理場では、障がいをお持ちの方も働いている。新施設においても業務委託等の仕様書の中に盛り込むことも可能であり、法に基づいた形でお願いしていくことになる。
まとめ		—

二枚橋焼却場跡地の車両の出入に関する調布市との調整について（二枚橋）

意見	（委員）	隣接する調布市と、例えば時間、曜日の調整などはどのように考えているのか。
議論	（事務局）	今後、調布市と調整する用意はある。
まとめ		—

議題1 第2回協議会でのご意見等の整理

・対象となる候補地の選定経緯

再配置候補地の選定に関する情報について（貫井北町）

意見	（委員）	東小金井のJR貨物駅跡は候補地に入れられないのか。
議論	（事務局）	東小金井駅北口まちづくり事業用地については区画が分散しているため、今回の検討の段階では除外した。資料を次回提出する。
まとめ		『東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（概要版）平成25年3月 小金井市』（資料3-別紙1）にまとめられている。

再配置候補地の選定に関する情報について（貫井北町）

意見	（委員）	市庁舎建設予定地にも何らかのごみ処理施設の設置について、引き続き検討していただきたい。
議論	（事務局）	意見は受け止め、庁舎建設の計画の中では、発言していきたい。
まとめ		—

再配置候補地の選定に関する情報について（二枚橋）

意見	(委員)	平成28年7月20日のごみ総合対策推進本部において、貫井北町と二枚橋焼却場跡地を候補地として諮るまでの間の検討経緯を示してもらいたい。
議論	(事務局)	ごみ総合対策推進本部の会議録は次回にお示しする。また環境部・ごみ対策課が平成28年7月20日以前にどのようなプロセスを経て結論に至ったのかという点について、資料として次回にお示しする。
まとめ		検討の過程等を「資料3－別紙3」のとおり整理した。

前回、第3回協議会からの継続回答

議題1 対象となる候補地の選定経緯について

国有地・都有地について

意見	(委員)	国有地や都有地について、交渉が必要ではないか。
議論	(事務局)	国有地と都有地については、それぞれ打診し、次回状況を報告する。
まとめ		国有地、都有地に関する状況報告を「資料3－別紙2」のとおり整理した。

議題2 施設整備計画について

・どちらの候補地にどの施設を整備するかについて（ステップ3）

災害廃棄物一時保管場所について（貫井北町）

意見	(委員)	災害廃棄物一時保管場所について、公園の一部を使うなどは考えていないのか。
議論	(事務局)	地域防災計画では中間処理場とリサイクル事業所の2か所が指定されている。地域安全課とも意見交換しながら今後検討していく。
まとめ		—

地下の利用について（貫井北町）

意見	（委員）	地下の利用は考えているか。
議論	（事務局）	一般的に地下に施設を作ると建設費が高くなる。そのため、費用対効果等を考慮し、地下に処理施設を作るといことは考えていない。 また地下に設ける場合にはスロープが必要となり、その部分で必要となる敷地の規模も変わってくる。
まとめ		—

処理のあり方の変更について（二枚橋）

意見	（委員）	各品目の処理のあり方について、現状と今後どうしたいのかを整理してはどうか。
議論	（事務局）	処理のあり方を見直したいと考えているのはステップ2で示している燃やさないごみだけである。その他、市で処理施設を持っていないびんについてはお示ししている提案に含んでいる。
まとめ		資料4のとおり整理した。

環境負荷と労働安全について（二枚橋）

意見	（委員）	ごみ処理が将来的にどうなっていくか、10年後を見越して、中間処理施設の面積なり必要な建築物を見据えてもらいたい。 また単なる環境負荷だけではなく、労働安全面も疎かにしないでもらいたい。
議論	（事務局）	障がい者の方々の働ける場所の提供を前提として考え、今の狭い環境では難しく、新施設はそのような部分にも配慮しながら建設しなければならないと考えている。
まとめ		—



## 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（概要版）

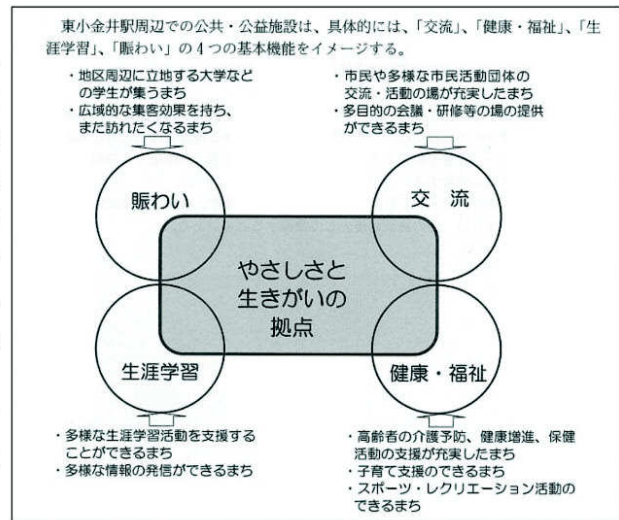
平成25年3月 小金井市

## 1 計画の位置付け

## (1) 計画策定の目的

- 本計画は、平成18年11月に策定された東小金井駅北口土地区画整理事業区域内公共施設整備構想（以下「整備構想」という。）等を踏まえて、東小金井駅北口まちづくり事業用地（以下「まちづくり事業用地」という。）における最適な公共施設の整備及び公共資産の活用を図るため、公共施設の機能及び規模並びに事業手法等について検討し、今後の基本的な進め方を明確にすることを目的として策定
- 事業を実施する際には、財政状況等を踏まえて事業年度等を検討し、市民参加によって基本設計等を実施して、進めていくものとする。

## 整備構想における施設の整備コンセプト及び機能



## (2) 上位計画等との関係

## ① 第4次小金井市基本構想・前期基本計画（平成23年3月策定）

- 基本構想：東部地区の中心として一部に商業、業務機能を持たせた地区として整備（p. 17）
- 前期基本計画：東部地区の中心として整備を進め、駅北口の土地区画整理事業を推進し、交通広場・都市計画道路などの整備を行い、商業・業務・文化機能を導入（p. 69）

## ② 小金井市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定）

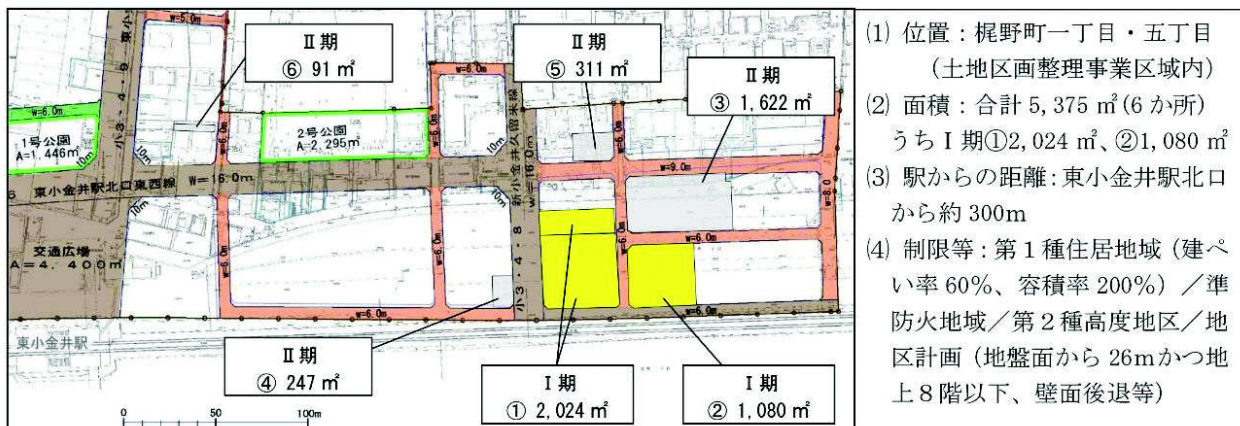
- 東小金井地域のまちづくり方針：土地区画整理事業による市街地の再編と拠点性の向上（p. 52）
- まちづくり事業用地の位置づけ：市民の意向を踏まえた最適な整備活用を推進（p. 52）

## ③ 東小金井駅北口土地区画整理事業区域内公共施設整備構想（平成18年11月策定）

- 整備コンセプト：『やさしさと生きがいの拠点』～『交流』、『健康・福祉』、『生涯学習』、『賑わい』の4つの機能をイメージ（p. 12）
- 求められる類似機能の集約・複合化を図り、効率的・効果的な各種の拠点機能を整備（p. 10）

## 2 前提条件の整理

## (1) まちづくり事業用地の概要〈平成23年8月末現在〉



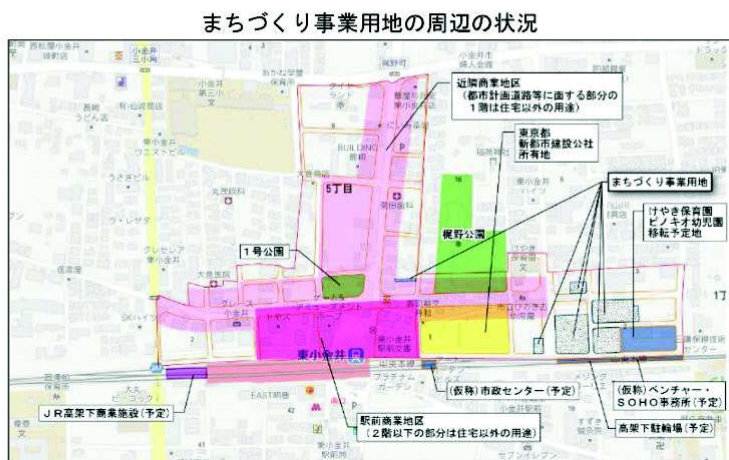
- 本計画では、I 期分（敷地①②合計 3,104 m<sup>2</sup>）を優先的に検討する。
- 理由：II 期分は土地区画整理事業の進捗に伴い、位置及び形状が変化する可能性があるため。



## (2) まちづくり事業用地周辺の特性整理

### ① まちづくり事業用地周辺の状況

- 東小金井駅北口では、土地区画整理事業により駅前広場や都市計画道路等を整備中
- まちづくり事業用地の東側は、市立けやき保育園・ピノキオ幼児園が平成25年10月に移転予定
- まちづくり事業用地の西側は、東京都新都市建設公社の所有地(現時点での土地利用は不明)
- 高架下には、(仮称)ベンチャー・SOHO事務所、高架下駐輪場、(仮称)東小金井市政センター、高架下商業施設(JR)等が整備予定
- 東小金井駅の南側では、商店街・観光活性化モデル地区事業を実施中
- まちづくり事業用地周辺には、大規模商業施設がなく、商業的な集積も少ない。
- 集会施設や生涯学習施設など、地域住民が利用できる公共施設が少ない。



## (3) 行政の公共・公益施設整備にかかる要請の整理

### ① 財政面からの要請事項

- まちづくり事業用地は、土地開発公社が平成15年度から平成17年度にかけて総額約19億円で先行取得し、市が同額で引き取る契約。敷地①及び②の取得費用は合計約11.7億円(含利息)
- 世界的な経済不況や東日本大震災の影響から、大幅な市税収入の減と社会保障関連経費等の増により、危機的な財政状況にあり、平成25年度も危機的な状況は続く想定
- 用地取得は、段階的に進めていかざるを得ない状況

### ② 施設内容に関する要請事項

- 平成18年11月に策定された整備構想で整備が検討されていた施設のうち、市民活動センター、男女平等推進センター、防災センター、消費生活センター、保健福祉総合センターの5施設は、第4次基本構想・前期基本計画でも位置づけあり。
- これらは、いずれは市内で整備する予定であるが、策定委員会においても、東小金井駅北口まちづくり事業用地で整備すべきものではないとの結論

整備構想(平成18年11月策定)の掲載施設		第4次基本構想策定までの状況	小金井しあわせプラン (第4次基本構想・前期基本計画)	
	施設名			
最優先	1	けやき保育園・ピノキオ幼児園	区画整理事業内で移転予定	左記のとおり、別途整備
	2	駅前交番	区画整理事業内で移転予定	特に記載なし(左記のとおり)
	3	公衆トイレ	別途検討中	特に記載なし(左記のとおり)
	4	耐震性貯水槽	梶野公園内に整備済	整備済(左記のとおり)
長期総合計画	5	市民活動センター	未整備(市民協働支援センター準備室を設置)	市民協働支援センター整備を「主な事業」として推進
	6	男女平等推進センター	未整備(第3次行動計画に記載)	「主な事業」として整備を検討
	7	防災センター	未整備(地域防災計画に記載)	「主な事業」として新庁舎内の整備を推進
	8	消費生活センター	未整備(審議会答申あり)	「主な取組」として整備を推進
	9	保健福祉総合センター	未整備(保健福祉総合計画に記載予定)	「主な取組」として設置を検討
	10	生涯学習支援センター	未整備(生涯学習推進計画に記載)	特に記載なし(整備年度が未定のため)
	11	産業振興センター	未整備(根拠規定なし)	特に記載なし(個別計画にも予定がないため)
	12	障害者就労支援センター	市役所第2庁舎内に整備済	整備済(左記のとおり)
法令・ニーズ	13	地元農産物等の生鮮食品販売所	未整備(農業振興基本計画に記載)	特に記載なし
	14	シルバー人材センター東部拠点	整備するか検討	特に記載なし
	15	図書館機能の充実	整備するか検討	特に記載なし
	16	こども館	整備するか検討	特に記載なし
	17	水とみどりの科学館(環境博物館)	整備するか検討	特に記載なし



### 3 整備計画

#### (1) 計画のコンセプト

## 東小金井の居間（リビング）

幅広い人たちが立ち寄り、思い思いに過ごせ、様々な交流の輪が広がっていく場

#### ① 多世代交流

- 新たなまちづくりが進む東小金井地域では、小金井生まれ小金井育ちの「小金井っ子」から最近転入してきた人まで、市民の多様化はさらに進む。
- まちの核となるとともに、幅広い人たちが立ち寄り、思い思いに過ごせ、様々な交流の輪が広がっていく場が必要⇒「多世代交流」が第一のキーワード

#### ② 多目的複合

- 整備構想などの過去の検討等を踏まえると、東小金井地域には「多目的複合」の施設を整備すべき
- 既往計画や調査から、施設に導入されるべき機能を右表に示す8つに整理。中でも、「多世代交流」及び「多目的複合」の観点から、⑤交流機能に③学習・図書機能及び⑥情報機能を併せたものを基本機能とし、そこに他の機能を付加

#### 8つの機能

- ①会議・相談（小会議室等）
- ②集会・イベント機能（ホール等）
- ③学習・図書機能（学習・図書コーナー）
- ④福祉（子育て支援を含む。）・医療機能（健診・談話等）
- ⑤交流機能（たまり場・居場所・広場）
- ⑥情報機能（閲覧・検索コーナー）
- ⑦事務機能（事務室等）
- ⑧保管・備蓄機能（ロッカー・倉庫等）

#### ③ 最適な推進

- まちづくり事業用地は、公共施設整備ありきではなく、公共資産の活用も含めた最適な公共施設の整備及び公共資産の活用が必要
- 公共資産の活用では、一定の条件を設けたうえでの売却の可能性についても検討したが、駅周辺でまとまった面積の土地を市が確保できることはまれであり、市民が広く活用できるよう、Ⅰ期①2,024㎡、②1,080㎡及びⅡ期③1,622㎡などについては、市による保有を前提

#### (2) 整備・活用のあり方

<p>土地利用ゾーニングイメージ</p>	<p>◆整備・活用のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民の交流や憩いのための広場を中心とした多目的交流施設に対する市民ニーズに応えることを優先</li> <li>(2) 広場と小規模かつ簡易な施設（延べ床面積400㎡程度）が一体となった多目的な用途に対応できる公共施設を整備</li> <li>(3) 将来の市民ニーズの変化に対応することも可能</li> </ol> <p>○敷地①②を一体的に広場を中心に活用</p> <p>○敷地②の一部に小規模かつ簡易な公共施設(延べ床400㎡程度)</p>
<p>【広場のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生及びデッキ等</li> <li>・敷地の一部にコンテナ等を活用したカフェ等を配置</li> <li>・イベント等に活用できるよう電気、水道等を配置</li> </ul>	<p>【公共施設のイメージ】</p> <p>1階:⑤交流機能を中心に、③学習・図書機能、⑥情報機能及び⑦事務機能</p> <p>2階:①会議・相談機能と②多目的に利用できるスペース(間仕切りで区切り最大50人程度)</p>

◆財源確保の考え方

- ア) 起債：広場部分及び施設部分ともに、「一般事業」（充当率75%）として起債可能
- イ) 補助金等：市町村総合交付金振興割地域特選枠は、事業の内容によっては採択の可能性があり。社会資本整備総合交付金の利用は現時点での可能性は低い。
- ウ) 地代収入：敷地及び施設の一部を民間に賃貸することは可能だが、金額はわずか。

(3) 課題

① まちづくり事業用地の一体的活用について

- まちづくり事業用地における市民の利用及び資産活用においては、一体的に活用した方が利便性も高く、地代収入等の総額も大きくなると考えられるため、Ⅰ期分とⅡ期分の一体的な活用が必要
- Ⅰ期分は、広場と一体となった交流施設を基本とした整備を図ることとなるが、利用者の動線や施設のデザインを含めて、2つの敷地の一体的活用を図ることが必要
- Ⅱ期分についても、売却せずに利活用を図る場合には、Ⅰ期に隣接する敷地については、Ⅰ期の広場・施設との一体的活用ができる限り実現するよう留意することが必要

② 地元企業等との連携について

- 多目的広場及び公共施設の整備や活用にあたって、独創性のある地元企業等との連携を図ることで、より利便性が高く、市民に親しまれる東小金井地域の中核となる施設としていくことが可能
- 事業化にあたっては、地元企業等の意見を聞き、協力を得る機会を設ける等により、可能な限り地元企業等との連携を図ることが必要

③ 市民参加及び推進体制について

- 整備される公共施設が「やさしさと生きがいの拠点」として「賑わい」、「交流」、「生涯学習」、「健康・福祉」の4つの機能を高め、市民に親しまれる施設とするためには、今後も市民参加で基本設計等を進めていくことが必要（本計画の策定にあたっては、市民アンケート、2回の市民ワークショップと市民説明会及びパブリック・コメントを踏まえ、市民参加の策定委員会で議論）。
- 多目的な施設となることから、最適な利活用を図るため、市においても必要に応じて庁内横断的な推進体制を整備することが必要

④ 暫定的な活用について

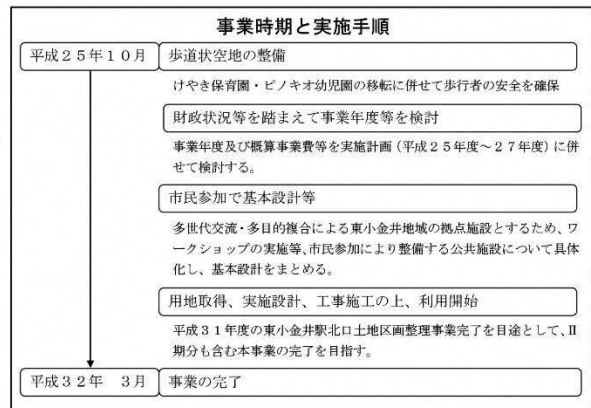
- 現在、本市は危機的な財政状況に陥っており、予算が確保できず、直ちに用地を取得して施設整備事業を進められない場合も想定
- その場合には、土地開発公社と協議して、まちづくり事業用地の暫定的な利活用について検討
- 平成25年度の市立けやき保育園・ピノキオ幼児園の移転に合わせて、歩道状空地を整備する必要

⑤ 事業の計画的な推進について

- 財政面での厳しい状況が続く中であっても、事業化に向けて補助事業などの適用可能性について検討するなど、速やかな実現化に向けた検討を推進

(4) 目標時期と実施手順

- まちづくり事業用地のⅠ期分における施設整備及び公共資産の活用に係る事業は、東小金井駅北口土地区画整理事業が完了する平成31年度末を目途として実施



東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画 概要版 平成25年3月 発行 小金井市 企画財政部 企画政策課	〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3 Tel : 042-387-9800 Fax : 042-387-1224 <a href="http://www.city.koganei.lg.jp">http://www.city.koganei.lg.jp</a>
--	--



## 国有地、都有地に関する状況報告

### ①国有地（上水公園）

→所管部署（関東財務局）

平成29年2月17日に状況説明した。

現状の公園用地として活用する場合は無償であるが、中間処理施設として活用する場合は不動産鑑定等に基づいた価格で取得が必要との説明であった。

また、取得に当たっては、使用用途を明確にした上での協議の結果となる。

→市所管部署（生涯学習部生涯学習課）

上水公園を廃止することになるのであれば、グラウンド機能等についての代替施設の検討が必要となる。

### ②都有地（都立公園）

→所管部署（東京都建設局公園緑地部公園課）

平成29年2月7日に状況説明し、地元要望を伝えた。

都からは、都市計画公園に関する方針と都市計画法について説明があった。

- ・現状、都では人口当たりの公園面積の比率を上げる方針を維持しており、廃園予定はない。
- ・小金井市内の都市公園は、都市計画法に基づく都市施設として整備されているため、ごみ処理施設としての使用はできない。また占有施設としての対象にもならないことから、都市計画の変更をせずに使用できることはない。都市計画事業はその役割を担い、法的に安定させるために都市計画決定している施設であることから、都市計画を変更するためには、特定の場所を候補地とすることについて、他に選りがたい理由が明確でなければならない。

本市からは、継続して協議相談を依頼した。

## 再配置候補地の選定に関する検討の過程について

日付	概要	内容
平成25年5月20日	部内打合せ	清掃関連施設の再配置について、打合せを始めた。 蛇の目シン工業跡地にある施設の移転、二枚橋焼却場跡地の活用、中間処理場の更新、南町分室の移転を含め検討することとした。
平成25年7月31日	建築指導事務所に相談	中間処理場の更新に関する懸案事項を相談した。現有地において移動更新を行うなどの一定条件が整えば、建築確認申請が可能になるとのこと。
平成25年8月2日	部内打合せ	中間処理場については、隣接都有地の取得やメタセコイヤ広場の活用を含め移動更新の検討をし、二枚橋焼却場跡地に空き缶とペットボトル処理施設、布等ストックヤードと清掃分室を移転し、貫井南町の清掃分室跡地にシルバー人材センターを配置する案も出た。
平成25年8月12日	部内打合せ	検討状況を環境部長に報告した。
平成25年10月10日	部内打合せ	中間処理場のプラント担当者を交え、現地を確認し、意見を交換した。大規模修繕の困難性を確認した。
平成25年10月15日	部内打合せ	中間処理場運営協議会からは、「なるべく、敷地南側に建設を希望する」旨の意向があることが報告された。それを踏まえ、現有地における移動更新を含めた検討を進めることにした。
平成25年10月22日	関連部局打合せ	都市計画関連部署等も交え、中間処理場の都市計画に関する検討を行った。
平成25年11月11日	部内打合せ	中間処理場隣接の都有地について、市有地との交換の打診があったことから、都有地や中間処理場敷地を分断する市道も含めた検討をしていくこととなった。
平成26年3月26日	部内打合せ	中間処理場における都市計画区域変更について検討した。
平成26年6月11日	小金井東部の環境を良くする会から要請書受理	二枚橋跡地の活用アンケート結果による要請があった。…第3回協議会資料参照
平成26年7月20日	小金井東部の環境を良くする会との懇談	要請書の意見の取り扱いについて、府中市所有分の敷地購入について、意見交換した。
平成26年9月11日	部内打合せ	中間処理場の用途地域と都市計画について検討した。
平成26年9月16日	部内打合せ	新庁舎建設計画の一時凍結に関する影響について検討した。他の市有地等への再配置の可能性について、道路付けや近隣の状況等の要件を確認しながら検討した。
平成26年10月7日	部内打合せ	中間処理場の更新について、隣接地などを取得し、全体を一団化して建替える案を基本として検討することとした。用途地域変更に際しては、地区計画などの上位計画との整合性を図る必要があり、相応の準備期間を要することが確認された。
平成26年10月14日	理事者報告	検討状況を口頭で報告した。
平成26年11月26日	理事者報告	環境部内で検討した再配置素案を報告し、今後は全庁的な検討事項としたい旨報告した。
平成26年12月1日	府中市あて文書送付	「二枚橋焼却場跡地の取得について(依頼)」を提出した。

日付	概要	内容
平成27年1月28日	小金井市議会 建設環境委員会	委員会において、清掃関連施設の再配置に関する質疑応答があった。
平成27年2月13日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地への清掃関連施設再配置について協議した。
平成27年2月15日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	二枚橋焼却場の都市計画の変更(廃止)について、要請書の意見の取り扱いについて、府中市所有分の敷地購入について、意見交換した。
平成27年2月25日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地の府中市所有分について、調布市にも取得意向がある旨について協議した。
平成27年4月15日	部内打合せ	清掃関連施設の再配置について、環境部案の課題確認や庁内関係各課との調整について検討した。
平成27年4月24日	福祉保健部への説明	清掃関連施設の再配置に関する環境部案について説明した。
平成27年5月12日	庁議(部長会)	庁舎建設予定地にある清掃関連施設について報告した。
平成27年5月13日	企画政策課への説明	清掃関連施設の再配置に関する環境部案について説明した。今後の長期総合計画、中期財政計画への反映や、公共施設マネジメントの観点からの意見交換をした。
平成27年5月17日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	二枚橋跡地計画の説明要請に対し、市内廃棄物関連施設のあり方の整理・検討への着手として、現時点では庁舎建設予定地にある資源物処理施設が想定される旨を回答。東部の環境を良くする会としては「公園にしていきたい」「現時点の想定は確定したものではない」「地元住民を無視し、押し付けないでほしい」という3点を確認された。
平成27年6月16日	庁議	資源循環型社会推進調査特別委員会において、二枚橋焼却場跡地利用の考え方について口頭報告することについて諮った。
平成27年6月19日	小金井市議会 資源循環型社会推進調査 特別委員会口頭報告	二枚橋焼却場跡地利用の考え方について、口頭報告した。
平成27年7月13日	理事者協議	清掃関連施設の再配置について協議した。
平成27年7月21日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)に係る課題を整理した。
平成27年7月23日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市の部長協議に係る課題を検討した。
平成27年7月29日	理事者協議	東京都への相談に際し、確認事項を整理した。
平成27年7月30日	東京都都市基盤部に相談	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)について相談した。
平成27年8月4日	理事者協議	7月30日の都への相談について報告した。
平成27年8月5日	3市協議(部長)	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市の部長が協議した。
平成27年8月14日	市議会会派代表者会議	二枚橋焼却場跡地に関する、府中、調布、小金井の3市長間での協議について説明した。
平成27年8月18日	東京都都市基盤部に相談	二枚橋焼却場跡地の都市計画変更(廃止)の要件について確認した。
平成27年8月19日	小金井市議会 資源循環型社会推進調査 特別委員会協議会	二枚橋焼却場跡地に関する、府中、調布、小金井の3市長間での協議について説明した。

日付	概要	内容
平成27年8月24日	市長、副市長打合せ (報告)	8月18日の都への相談について報告した。
平成27年8月31日	理事者協議	二枚橋焼却場跡地に係る関係3市覚書について、協議した。
平成27年11月22日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	府中市所有分の土地購入に関する覚書の締結前について事前報告し、調布市が2,200㎡、小金井市が1,500㎡購入すること、当月内の締結予定を説明した。
平成27年11月30日	3市間	府中市、調布市との3市間で「二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書」を締結した。
平成28年1月5日	市長に報告	新市長にごみ対策課の懸案事項等について説明した。
平成28年5月11日	部内	東村山市「秋水園」を視察し、不燃ごみの中間処理のあり方を検討する機会となった。
平成28年5月	部内検討	不燃ごみの中間処理のあり方について、民間処理施設に打診、相談を始めた。
平成28年5月27日	市議会全員協議会開催	二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画の変更(廃止)に関する説明会に先立ち、説明した。
平成28年6月12日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	6月18日の都市計画変更(廃止)に関する説明会に先立ち、「跡地活用の方向性に市長交代の影響がないこと」「跡地利用について協議会を立ち上げるため、参加してほしいこと」を説明。東部環境を良くする会からは、H26.6.11の要請書はごみ対策課宛でなく、市長宛なので、再度庁内で検討してほしい旨要請される。また協議会については、要請書の件に併せて検討するので改めて会議に出席してほしい旨が伝えられた。
平成28年6月18日	二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画案説明会	府中市・調布市・小金井市の3市の二枚橋衛生組合ごみ焼却場の都市計画案説明会を実施した。
平成28年6月21日	庁議(部長会)	全ての部長に、二枚橋焼却場跡地の利活用を確認した。
平成28年7月5日	理事者協議	「清掃関連施設再配置事業に係る行政決定に至るプロセス予定について」相談し、ごみ総合対策推進本部にて方針を決定し、候補地周辺の町会自治会等に説明することとなった。
平成28年7月19日	多摩環境事務所に相談	不燃ごみの中間処理のあり方について、相談した。
平成28年7月19日	日本共産党小金井市議団から「清掃関連施設等整備計画についての申し入れ」受理	地元住民の理解が得られない中で、清掃関連施設整備基本計画策定のための市民検討会議や地元の運営協議会の発足を拙速に進めない要請があった。…第3回協議会資料参照
平成28年7月20日	ごみ総合対策推進本部	清掃関連施設整備基本計画策定ににあたり、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を候補地とすることを諮り、方針決定が了承された。
平成28年7月24日	小金井東部の環境を 良くする会との懇談	部長会で要請書についての情報共有を図り、特段の利用意向がなかったこと、ごみ総合対策推進本部において、候補地を決定したことを説明した。二つの協議会と検討会議の位置づけについて、文書での回答が要請された。
平成28年8月2日	小金井東部の環境を 良くする会への文書回答	7月24日で要請された件について、文書で回答した。
平成28年8月7日	小金井東部の環境を 良くする会からの要請を受理	8月2日の回答に関し、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会について、協議会の名称及び所掌事務の見直し等の要請を受理した。

日付	概要	内容
平成28年8月8日	東京都資源循環部に相談	不燃ごみの中間処理のあり方、交付金等について相談した。
平成28年8月18日	小金井東部の環境を 良くする会への文書回答	8月7日で要請された件について、文書で回答した。

候補地選定に当たっての留意事項

- ① ごみ対策課所管(取得予定の土地を含む)の市有地
- ② 市有地・・・面積、用途地域→現有計画、道路付け、周辺環境、通学路などを考慮  
市立公園(都市公園、緑地)  
庁舎建設予定地  
その他の市有地(まちづくり用地など)
- ↓
- ③ 国有地及び都府有地

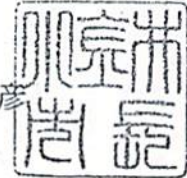




小環処発第10号  
平成26年12月1日

府中市長  
高野 律 雄 様

小金井市長 稲葉 孝彦



二枚橋焼却場跡地の取得について（依頼）

師走の候、貴市ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当市の清掃行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、二枚橋衛生組合の運営及び解散に際しては、これまでの貴市の御理解、御協力に改めて御礼を申し上げます。

お陰様で、二枚橋衛生組合の承継事務も、平成26年度末をもちまして、全て終了する予定です。

つきましては、二枚橋焼却場跡地は準工業地域であり、市域全体が市街化区域である当市にとりまして有効な土地活用が期待されることから、貴市の所有する跡地全体の有償取得をお願いするとともに、特別な取り計らいを御依頼申し上げます。



二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書

府中市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び小金井市（以下「丙」という。）は、二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地（以下「跡地」という。）の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する基本的な事項について、次のとおり覚書を取り交わす。

（土地の売買）

- 第1条 乙及び丙は、跡地のうち甲が所有する土地3,700.91㎡について、乙が概ね2,200㎡、丙が概ね1,500㎡を、別添図面に基づき、それぞれが甲から取得するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、乙及び丙が取得するそれぞれの土地の境界及び面積について、別添図面に基づき実測の上確定するものとする。
- 3 乙は、平成28年度予算の議決を前提に、同年度内に甲から取得するものとする。
- 4 丙は、甲が所有する土地について、早期に取得するものとし、その環境整備を図るものとする。なお、取得時期については、可能な限り早期に甲に示すものとする。

（跡地の利用）

- 第2条 甲、乙及び丙は、跡地利用について連携、協力を図るため、必要に応じ協議するものとする。
- 2 乙は、現在乙が所有する土地及び甲から取得する土地において、一般廃棄物の資源化処理及びし尿処理を目的とする施設を移転整備するものとする。
- 3 丙は、現在丙が所有する土地及び甲から取得する土地について、一般廃棄物の資源化処理に係る用途等の利用を図るものとする。

（売買価格）

- 第3条 売買価格については、二枚橋衛生組合の財産処分に際し、当該組合が解散時に所有していた一団の土地を等積で分割した経緯を踏まえ、甲及び乙並びに甲及び丙各々が協議し決定するものとする。



(都市計画の変更)

第4条 甲、乙及び丙は、府中都市計画、調布都市計画及び小金井都市計画「二枚橋衛生組合ごみ焼却場」(昭和31年12月14日建告第1978号)の廃止に向けた手続きを相互に連携し進めるものとする。  
2. 都市計画の変更に係る実務のうち共通して処理できるものについては、乙が担うこととし、甲及び丙は、当該実務に関し協力するものとする。

(三市の連携)

第5条 甲、乙及び丙は、この覚書の第1条から第4条に記載された事項が適正かつ円滑に実行されるよう、跡地分割の経緯を踏まえ、各々が十分な誠意をもって対応し、相互に連携し協力するものとする。

(その他)

第6条 この覚書に記載のない事項又はこの覚書に記載された事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で別途協議するものとする。

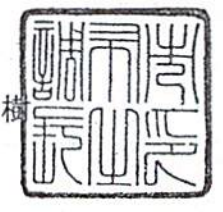
この覚書の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙で押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年11月30日

甲 府中市長 高野 律 雄



乙 調布市長 長友 貴 樹



丙 小金井市長 稲葉 孝 彦



二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地府中市所有分の調布市及び小金井市による取得イメージ図

府中市所有地 3,700.91㎡

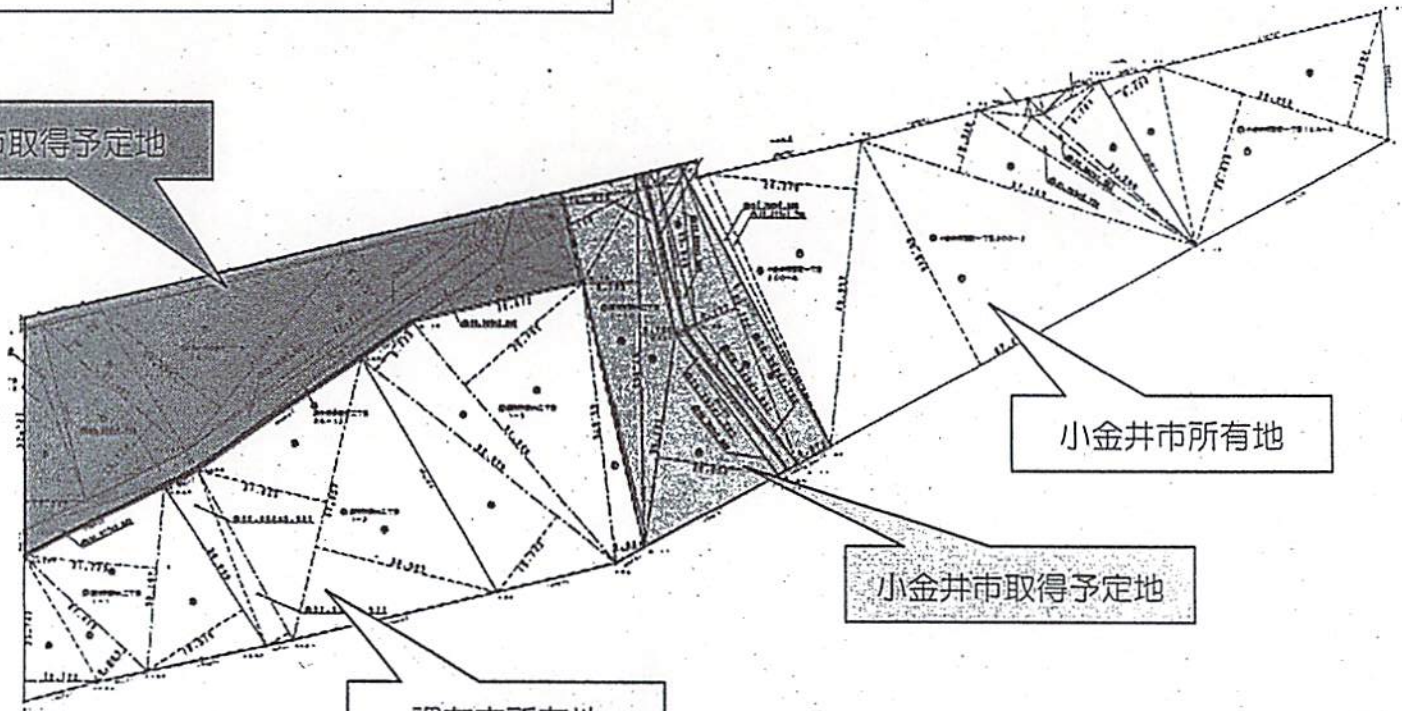
- (調布市取得予定地 約2,200㎡)
- (小金井市取得予定地 約1,500㎡)

調布市取得予定地

小金井市所有地

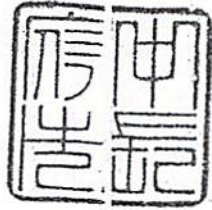
小金井市取得予定地

調布市所有地



3-17





平成28年度 第3回 ごみ総合対策推進本部会議 会議結果(要旨)	日 時	平成28年7月20日(水) 8時55分～9時00分	場 所	庁議室
出席者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部長員：企画財政部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、児童青少年担当部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、ごみ処理施設担当課長			
欠席者				
議題	1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について 2 その他			
資料	1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について 2 小金井東部の環境を良くする会の経過について 3 清掃関連施設等整備基本計画についての申し入れ			
(進行：環境部長) ○ 第3回ごみ総合対策推進本部会議を開催する。  1 本部長挨拶 ○ 日頃より、本市のごみ問題について皆さんには、あらゆる場面でご協力いただいていることに、心から感謝する。 さて、小金井市の最重要課題である「安定的な可燃ごみ処理体制の確立」に向けては、昨年7月1日に浅川清流環境組合が設立され、現在、同組合において、新可燃ごみ処理施設の整備・運営に向けた手続きを進めていると聞いている。また、今年度の広域支援については、多摩川衛生組合、国分寺市、昭島市、西多摩衛生組合の4団体に、ご支援をいただけることになった。皆さんも、ご支援をいただいた団体の方々と会合などで、お会いする機会がありましたら、心から御礼を述べていただきたい。なお、このことは、各課長さんをはじめ、すべての職員に伝えていただくようお願いする。 一方で可燃ごみ以外の不燃ごみや資源物についても、喫緊に取り組まなければならない課題もある。中間処理場の老朽化や、庁舎建設予定地にある資源物処理施設も整理しなければならない。課題解決に全力で取り組む所存であるので、ご協力よろしく願います。  2 副本部長挨拶 ○ 副市長に復帰後、初めてのごみ総合対策推進本部に参加するというので、一言挨拶させていただく。小金井市の最重要課題である可燃ごみの処理については、平成27年7月に浅川清流環境組合を設立することができ、事業は進捗しているが、日野市では、まだこの広域化に反対されている地元の皆様へ丁寧な説明を重ねている状況であると聞いている。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでは、引き続き、広域支援をお願いしなければならない状況は変わらない。皆様への感謝の気持ちを持っていただきたい。 また、先程本部長から発言のあったとおり、中間処理場の老朽化等に対応するため、清掃関連施設の再配置に取り組まなければならない。 今後とも、この事業を進めていくにあたり、整理しなければならない諸課題もあると思うが、本部長(市長)と力を合わせて、事業を進めてまいりますので、こちらの皆さんにも引き続きのご協力をお願いし、簡単ではあるが、挨拶とさせていただきます。  <p style="text-align: center;">(本件については、以上で終了)</p>				
3 議題1 清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について ○ 資料について、担当から説明する。				



(資料1説明：ごみ対策課長)

- 提出した資料について、説明させていただく。平成28年度、29年度の2ヵ年において、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の積替え、選別、圧縮などの中間処理施設の効果的配置と効率的運営を図るため、再配置計画を策定するものである。については、現在、貫井北町の中間処理場の施設と、中町の空缶・古紙等処理場にある施設を、中間処理場及び二枚橋焼却場跡地の2ヵ所の敷地を候補地とする方針決定いたしたいと考えている。

今回、配置するごみの種類は、可燃ごみ以外の一切が対象となる。候補地周辺地域の住民の方から、行政決定前の情報提供及び協議を求められていることから、本日、方針決定をいただけたら、近日中に、貫井北町及び東町の地元の方に、情報提供と説明に入りたいと、考えている。

(資料2説明：ごみ対策課長)

- また、小金井東部の環境を良くする会の経過については、資料に記載のとおりである。

(環境部長 補足説明)

- 資料3のような申し入れがあったところであるが、貫井北町には中間処理場の運営協議会が存在しており、こちらが地元運営協議会として対応していただけることになっている。東町においても近隣の5自治会・町会のうち、3会には協議会設置の了解をいただいている。残り2会については、接触できていないが、書面でのコンタクトも含め、継続して説明していく考えである。

【質疑】

- 清掃関連施設整備基本計画は、中間処理場については更新、ジャノメ跡地の資源物処理施設が二枚橋焼却場跡地に移転するというイメージか。

⇒ 効果的・効率的な運営のため、可燃ごみ以外の全ての品目について再配置を検討することとしている。

- 配置方法によっては、いずれかの敷地に集約できるということもありえるのか。

⇒ 安全かつ環境に配慮して配置するので、敷地形状などから勘案して、1か所に集約というのは困難だと考えている。負担分散の意味でも、集約は考えていない。

- 2か所以外にも負担分散しないかとの意見が出るかもしれない。

⇒ 候補地の適性について、説明したい。

- 本件については、このように方針決定させていただくことでよろしいか。

(出席委員より)

- 意義なし

(本件については、以上で終了。)

以上で、ごみ総合対策推進本部（平成28年度第3回）を終了した。



平成28年度 第3回  
 小金井市ごみ総合対策推進本部 議事案件

開催日：平成28年7月20日(水)

開催時刻：庁議終了後

場所：庁議室

No.	付 議 事 項	区分		資料	
		協議	報告	有	無
1	清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針 決定について	○			当日配布
2	その他		○		当日配布

清掃関連施設整備基本計画策定に係る候補地の方針決定について

1 方針決定内容

清掃関連施設再配置予定地は、下記のとおりとし、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等の積替え、選別、圧縮等の中間処理について、安定的かつ効率的処理体制の確立を図る。

- (1) 中間処理場（貫井北町1丁目8番25号）
- (2) 二枚橋焼却場跡地（東町1-7）

小金井東部の環境を良くする会の経過について

日付	内容	備考
H26. 6. 11	二枚橋焼却場跡地利用 についての要請書提出 (アンケート結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二枚橋焼却場跡地は自然公園及びその 附属施設（例えば無料休憩所）とする ことを提案したい。</li> <li>● この地元要望を市に積極的に受け止め てもらいたい。</li> <li>● 意見交換の場を設けたい。</li> </ul>
H26. 7. 20	会議開催 <出席者> ●稲葉市長 ●藤田ごみ処理施設 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● H26. 6. 11 要請書について意見を取り入 れてもらいたい。</li> <li>→ 二枚橋焼却場跡地は元の構成市で均等 に配分している。小金井市所有分は 3 月まで東京電力に貸す予定である。調 布市は調布市の考え方があり、府中市 分は小金井市で購入したい。</li> <li>● 府中市の土地の購入理由は。</li> <li>→ 二枚橋運営での府中市の協力や解散の 経過を考慮した。</li> </ul>
H27. 2. 15	会議開催 <出席者> ●稲葉市長 ●藤田ごみ処理施設 担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府中市の土地の購入について具体的な 計画があるのか。</li> <li>→ 計画を立てるまでには至っていない。 一方、都市計画は 3 市同時に外すなり 変更することになると考える。</li> <li>● 計画がないならば買う必要がないので はないか。</li> <li>→ 二枚橋の解散や広域支援でお世話にな った経過や市有地を増やしたいとの思 いから購入したい考えを持っている。</li> <li>● H26. 6. 11 要請書について意見を取り入 れてもらいたい。</li> <li>→ 二枚橋はこれまでもお世話になってき たので、ご意見として伺いたい。</li> </ul>



H27. 5. 17	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●中谷環境部長          ●藤田ごみ処理施設          担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二枚橋焼却場跡地の計画について説明願う。</li> <li>→ 市内廃棄物関連施設のあり方等の整理・検討に着手したい。現時点では、庁舎建設予定地にある資源物処理施設等が想定される。</li> <li>● 東部の環境を良くする会としては、「①二枚橋焼却場跡地は公園にしてもらいたい。②市の想定は市が確定したものではない。③地元住民を無視しないことと押し付けはしないでもらいたい。」の3点を確認した。</li> </ul>
H27. 11. 22	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●中谷環境部長          ●小野ごみ対策課長          ●藤田ごみ処理施設          担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府中市の土地を購入する覚書の締結前に、東部の環境を良くする会に説明をする約束だった。今回がその報告か。</li> <li>→ 二枚橋焼却場跡地の件について、地元の皆さんに報告する。府中市所有分の約2,200㎡を調布市が、残りの約1,500㎡を小金井市が購入することとなった。今月中には関係3市間で覚書を締結する予定である。</li> </ul>
H28. 6. 12	<p>会議開催          &lt;出席者&gt;          ●西岡市長          ●柿崎環境部長          ●小野ごみ対策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 6月18日開催の都市計画の廃止に係る説明会に先立ち、「①跡地の活用の方向性について前市長の考え方は変えていない。②廃棄物処理事業に係る二枚橋焼却場跡地の利用について「協議会」を立ち上げる。」ので、東部の環境を良くする会からも参加して欲しい。</li> <li>● H26. 6. 11 要請書は、市長に出しているものでごみ対策課に出しているものではない。再度庁内で検討して欲しい。協議会については要請書の件に併せて検討するので、改めて本会議に出席して欲しい。</li> <li>→ 要請書については持ち帰り検討する。</li> </ul>

## 施設整備計画について

清掃関連施設としては、以下の8つの施設を整備する計画となっています。

- ①不燃・粗大ごみ処理施設
- ②プラスチックごみ処理施設
- ③リユース品展示販売所
- ④びん処理施設
- ⑤ペットボトル処理施設
- ⑥空き缶処理施設
- ⑦古紙・布ストックヤード
- ⑧災害廃棄物一時保管場所

清掃関連施設整備基本計画の策定に向けて処理施設の組み合わせ及び処理工程を決定するにあたり、基本的に以下の方針を進めていくことを考えています。  
(第2回協議会で説明した内容を資料4-別紙1~3に添付しています。)

### ■資源物

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第4条第1項）」において、市は一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するものと規定されていることから、市内で発生する一般廃棄物はできる限り市内で処理する。

○市内に一般廃棄物の民間処理許可業者が存在しない（資料4-3参照）ため、市が処理施設を設置して処理する。

処理対象物※1	現状	計画
④びん	市内民間委託※2	市内処理
⑤ペットボトル	市内処理（空缶・古紙等処理場）	
⑥空き缶		
⑦古紙・布	市内保管・積替え（一部市外）	市内保管・積替え

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。

※2：古紙、古繊維、くず鉄、空き瓶類の4品目を、その性質上、通常再生利用されるものという意味で専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、いわゆる「専ら物」という。

専ら物のみ処分を業として行う者については一般廃棄物処理業の許可が不要。

## ■プラスチックごみ

○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第6条第3項）」において、市は容器包装廃棄物の分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることを求められていることから、市内で発生する容器包装廃棄物はできる限り市内で処理する。

○プラスチックごみの一部として分別収集されるプラスチック製容器包装はペットボトルと同様に再商品化するため、資源物と同じく市が処理施設を設置して処理する。

処理対象物※1	現状	計画
②プラスチックごみ	市外民間委託 (中間処理場での積替えのみ)	市内処理

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。

## ■不燃・粗大系ごみ

○市内処理と市外民間委託とは、市内・市外いずれにおいても環境的側面及び社会・事業的側面で両者に大きな相違が見られないが、燃やさないごみ・粗大ごみを市内処理する施設は以下のような課題を有する。

- ・破碎設備や選別設備などは、比較的建設コストが大きくなる。
- ・設備の経年劣化に伴い修繕費などが大きくなる。
- ・破碎設備などは騒音・振動発生源となりうる。
- ・破碎設備などを設置した場合、「ごみ処理施設」として都市計画決定の手続きが必要となり整備期間が長くなる。 など

○現在、市内の中間処理場で処理しているが、市内には積替え保管施設を設置して市外の民間処理施設に中間処理を委託する。(資料4-13参照)

処理対象物※1	現状	計画
①燃やさないごみ	市内処理（中間処理場）	市外民間委託（市内積替えのみ）
①粗大ごみ		市外民間委託（市内一部手作業解体）

※1：処理対象物の番号は各施設の番号に対応。



参考：多摩地域 民間一般廃棄物処理施設（破碎・不燃・資源ごみ）

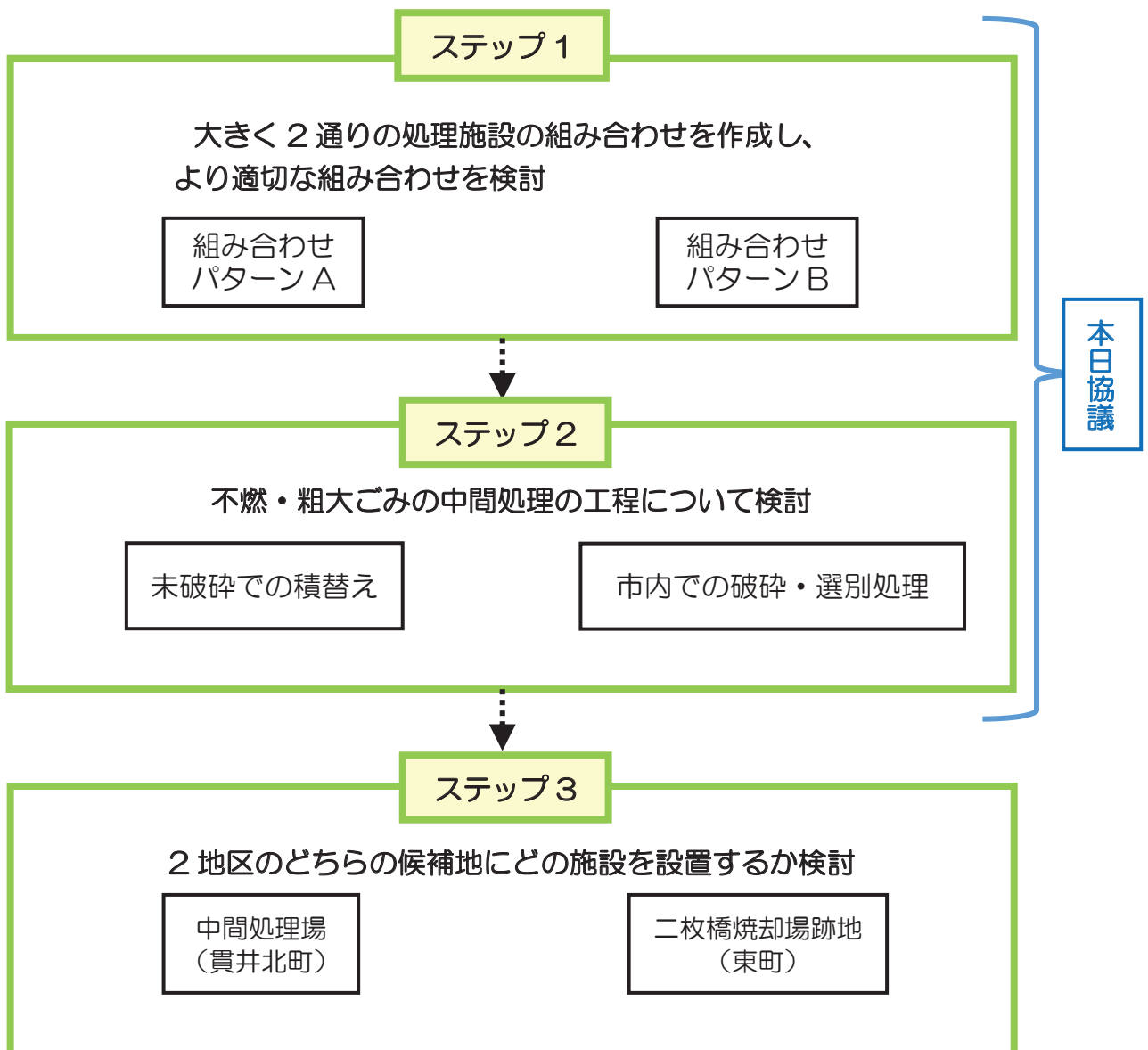
団体名	施設名	施設所在地	施設種類	処理能力	規模	竣工年月
(株)大久保	多摩古紙センター昭島	昭島市武蔵野 2-9-33	圧縮	110t/日	110t×1	H12.4
(株)グリーンハーモニー		清瀬市下清戸 3-23	破碎	50t/日	50t×1	H3.8
武蔵村山資源(有)	リサイクルセンター	武蔵村山市伊奈平 2-29-1	圧縮・選別	20t/日	20t×1	H3.10
加藤商事(株)		東村山市恩田町 1-12-3	圧縮・梱包	68.8/日	32t×2+4.8t	H17.2
青南建設(株)	青梅工場	青梅市新町 6-8-7	破碎	1039t/日	378t+661t	H14.4
(株)エコワスプラント	日の出リサイクルプラント	日の出町大字平井字三吉野下原3-1	破碎	157.9t/日	157.9t×1	H15.5
(有)ケイハツ	中間処理工場	羽村市羽 4142-1	破碎	20.48t/日	20.48t×1	H13.1
(株)加藤商事		瑞穂町長岡 3-5-15	破碎、圧縮・梱包	破碎 10.24t/日 圧縮・梱包11.2t/日	6.4t+2.8t+1.04t 11.2t	H17.5
(株)リスト		国立市泉 1-8-3	破碎	52.6t/日	52.6t×1	H15.10
比留間運送(株)		武蔵村山市伊奈平 3-25-5	破碎、圧縮・梱包、圧縮（溶融）（発酵）	294.2t/日	104+180+4.3+2.4+3.5t	H8.6
永和鉄鋼(株)	第二工場	西多摩郡瑞穂町長岡3-4-20	破碎	112t/日	112t×1	H1.4
(有)大進緑建		羽村市緑ヶ丘 3-6-4	破碎	38.2t/日	38.2t×1	H25.3
(有)柳産業		国立市泉1-14-11	破碎	50.0t/日	50t×1	H3.2

出典）東京都資料（平成 28 年 8 月 1 日現在）

## 施設整備検討フロー

- 候補地の一方に処理施設を集約するのではなく、分散して施設を整備する方針とします。
- 施設整備計画の検討は次の3ステップに沿って検討していきます<ステップ1～3の検討フロー>。

本日はステップ1、ステップ2の方針を協議します。



## 処理施設の組み合わせの検討（ステップ1）

ステップ1では、必要となる処理施設の組み合わせの検討をします。

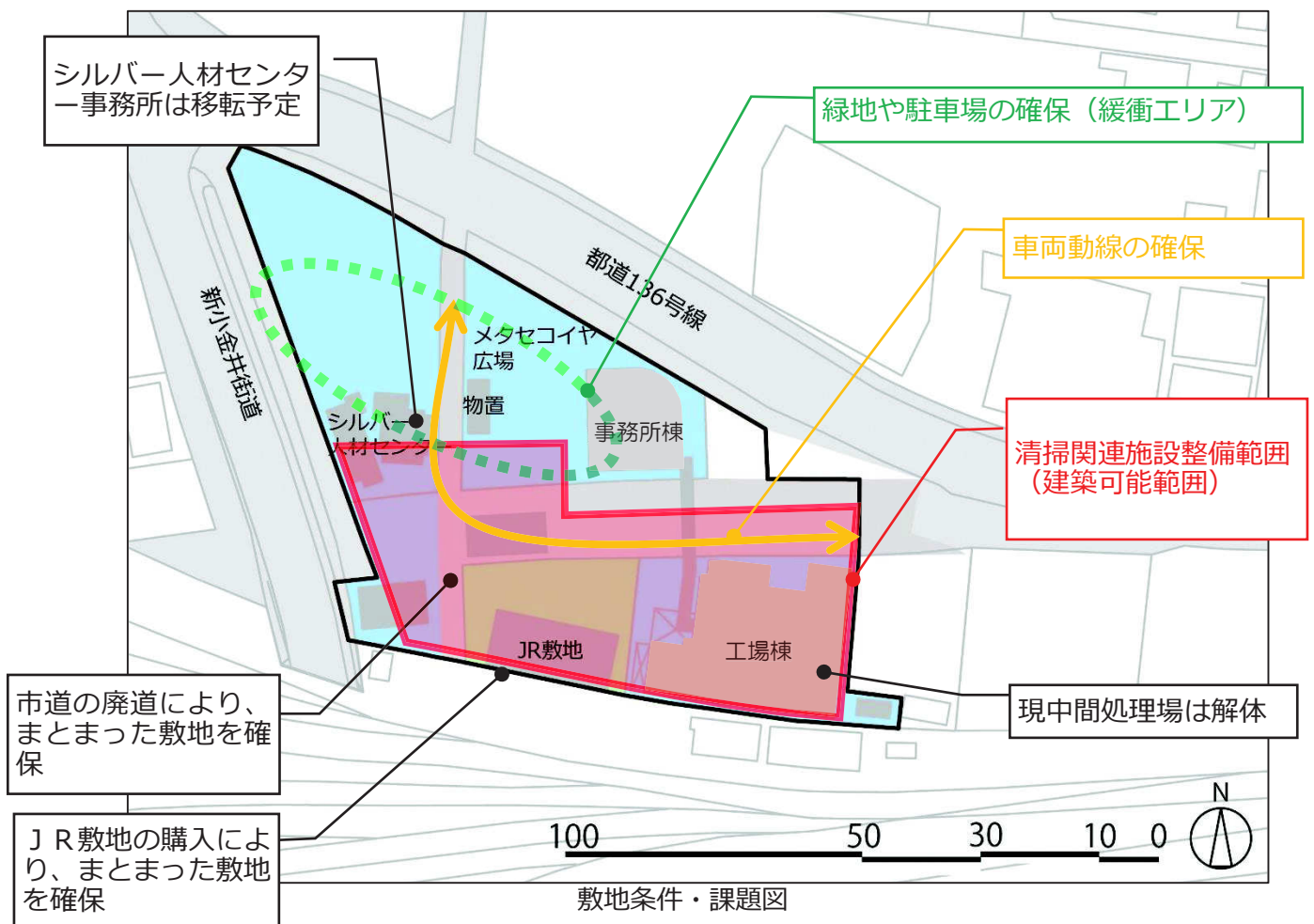
### 1. 処理施設の面積と建築可能な面積の検討

候補地における概ねの建築可能面積については、敷地の諸条件を考慮すると以下の通りです。

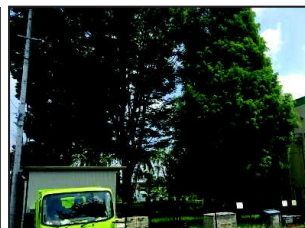
○中間処理場（貫井北町）

**建築可能面積 約 2,700 m<sup>2</sup>**（2階建ての延べ床面積：約 5,400 m<sup>2</sup>）

敷地面積約 5,700 m<sup>2</sup>、建ぺい率 60%、容積率 200%



工場棟



メタセコイヤ広場

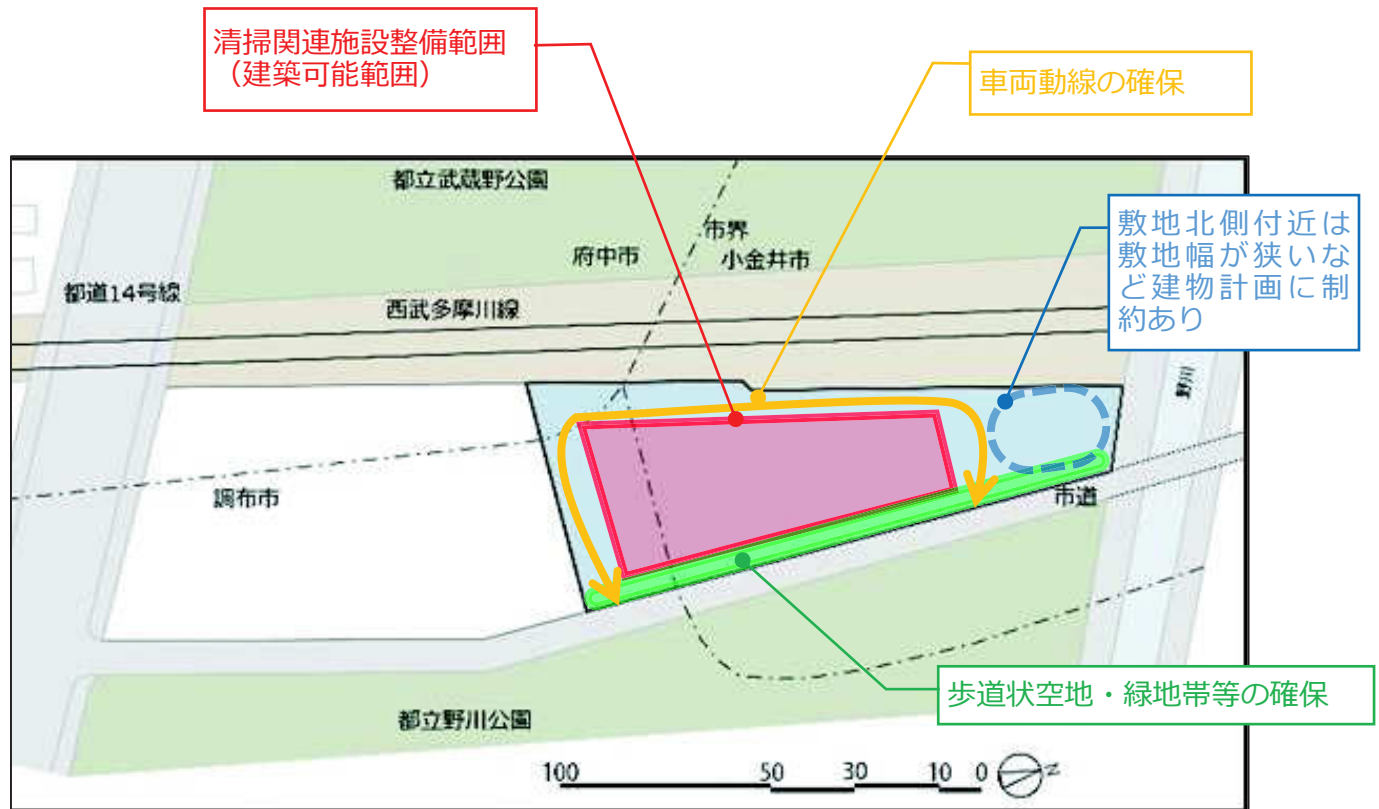


事務所棟

○二枚橋焼却場跡地

**建築可能面積 約 2,250 m<sup>2</sup>** （2階建ての延べ床面積：約 4,500 m<sup>2</sup>）

敷地面積約 5,100 m<sup>2</sup>、建ぺい率 60%、容積率 200%、



敷地条件・課題図



敷地を東から見る



○各処理施設の面積 小金井市には以下の8つの処理施設の検討が必要となります。

	①不燃・粗大ごみ 処理施設	②プラスチックごみ 処理施設	③リユース品展示 販売所	④びん処理施設	⑤ペットボトル 処理施設	⑥空き缶処理施設	⑦古紙・布 ストックヤード	⑧災害廃棄物 一時保管場所
イ メ ー ジ	 破砕機 (現中間処理場)	 手選別コンベア作業 (民間処理施設)	 家具等販売所 (現リサイクル事業所)  家具等販売所 (現リサイクル事業所)	   選別後のびんのイメージ (民間処理施設)	  圧縮後のペットボトル (現ペットボトル処理施設)	  圧縮後の空き缶 (現空き缶処理施設)	 布ストックヤード (現ペットボトル処理施設)	 災害廃棄物一時保管場所 (現リサイクル事業所前)
処 理 の 流 れ	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>破袋・選別</b> 不燃ごみは破袋された後、破砕不適物等の選別除去を行います。</p> <p><b>破砕</b> 粗大ごみ、選別後の不燃ごみは破砕機により破砕されます。</p> <p><b>選別</b> 破砕された処理物は機械により鉄屑、アルミ屑等に選別されます。</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、リサイクル施設へ搬出します。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>選別</b> 容リ協会(※) 不適合品の手選別除去等を行います。</p> <p><b>圧縮</b> 選別された適合品は機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。 (不適合品は、リサイクル施設または焼却施設に搬出します。)</p>	<p><b>収集・搬入</b> 不燃・粗大ごみ破砕選別処理施設などから持ち込まれます。</p> <p><b>修繕</b> 家具等のリサイクル可能な物品を修理します。</p> <p><b>展示・販売</b> 修理された物品は施設内の家具等販売所にて販売されます。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>選別</b> ガラスの色ごと(白、茶、その他)に手選別します。</p> <p><b>破砕</b></p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>破袋・選別</b> ペットボトルは破袋された後、異物の手選別除去等を行います。</p> <p><b>圧縮</b> 選別されたペットボトルは機械で圧縮され、梱包されます。</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、容リ協会へ引き渡します。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>選別</b> 異物等を手選別除去します。</p> <p><b>選別・圧縮</b> 機械によりアルミとスチールに選別し、圧縮して塊をつくります。</p> <p><b>保管・搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	<p><b>収集・搬入</b></p> <p><b>保管</b> 収集された古紙等はストックヤードに一時保管します。</p> <p><b>搬出</b> 一時保管後、有価物として売り払います。</p>	大規模災害時以外においては、他の目的に利用可能です。
面 積 延 床	約 2,700 ㎡ (現施設約 1810 ㎡)	約 2,800 ㎡	約 500 ㎡ (現施設約 390 ㎡)	約 600 ㎡	約 600 ㎡ (現施設約 360 ㎡)	約 500 ㎡ (現施設約 260 ㎡)	約 100 ㎡	-

※容リ協会とは、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会を示す。

これらの処理施設は候補地の一方だけでは収まらないため、分散して配置する必要があります。(2階建て延床面積の上限は、中間処理場約 5,400 ㎡、二枚橋焼却場跡地約 4,500 ㎡)

## 2. 相関性の高い処理施設の組み合わせについての検討

効率の良いごみ処理施設とするため、以下の8つの検討処理施設の内、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は一か所にまとめた組み合わせを検討します。

### 8つの検討処理施設

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ①不燃・粗大ごみ処理施設 | ②プラスチック処理施設  |
| ③リユース品展示販売所  | ④びん処理施設      |
| ⑤ペットボトル処理施設  | ⑥空き缶処理施設     |
| ⑦古紙・布ストックヤード | ⑧災害廃棄物一時保管場所 |

### A. 不燃・粗大ごみ

①、③については、粗大ごみを扱う施設となります。

①不燃・粗大ごみ処理施設	修理等を行うことにより製品として使用可能なものが含まれている場合、選別しリユース品となる可能性があります。
③リユース品展示販売所	資源物として回収されたものや、不燃・粗大ごみ破碎選別処理施設などから持ち込まれます。



①、③を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- ・両施設間の効率的運営を図ることができます。
- ・市民の粗大ごみの持ち込みについて、検討が可能になります。



よって、①不燃・粗大ごみ処理施設、③リユース品展示販売所は、まとめて整備することがより効果的と考えられます。



## B.機械処理及び手選別を行うごみ

②、④、⑤、⑥については、機械処理及び手選別を行う施設となります。

②プラスチック処理施設	容リ協会不適合品の手選別除去等を行います。
④びん処理施設	ガラスの色ごとに目視により（白、茶、その他）に手選別します。
⑤ペットボトル処理施設	破袋したペットボトルのキャップの取り外し、異物の手選別除去等を行います。
⑥空き缶処理施設	異物の手選別除去等を行います。



②、④、⑤、⑥を同一敷地内にまとめることにより以下のメリットが考えられます。

- 手選別ラインの一部共用化を検討することができます。
- 作業員の応援体制の構築が容易となります。



よって、②プラスチック処理施設、④びん処理施設、⑤ペットボトル処理施設、⑥空き缶処理施設は、まとめて整備することがより効率的と考えられます。

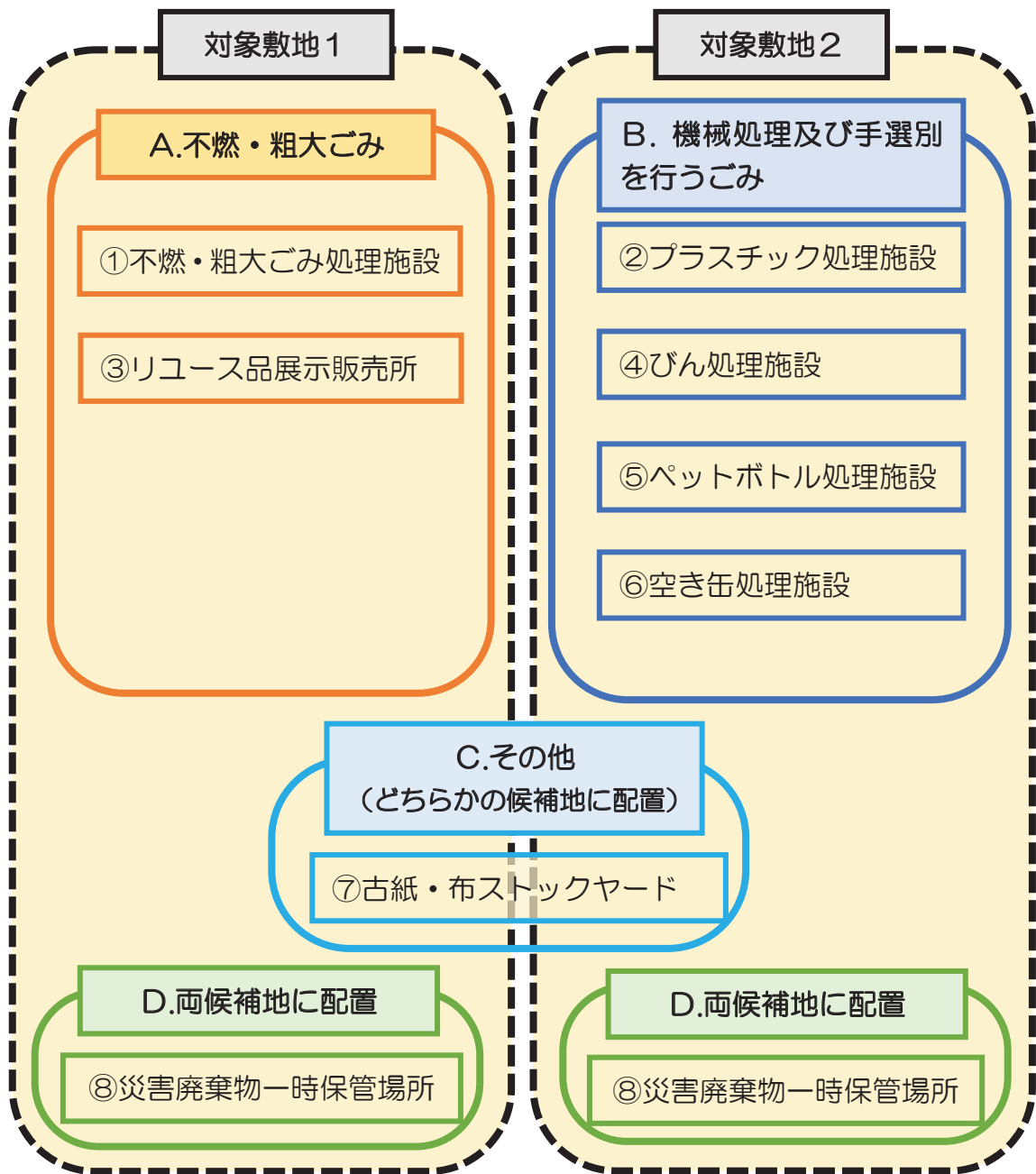
## C.その他

⑦古紙・布については、一時保管のためのストックヤードが確保可能であれば、A、Bのどちらのグループに合わせて整備することも可能です。

## D.両候補地に配置

⑧災害廃棄物一時保管場所については、市内に十分な面積を確保する必要があり、複数箇所整備することが望ましいと考えます。なお、通常時は駐車スペース等、他の目的の活用の検討が可能です。

## 相関性の高い処理施設の組み合わせのまとめ



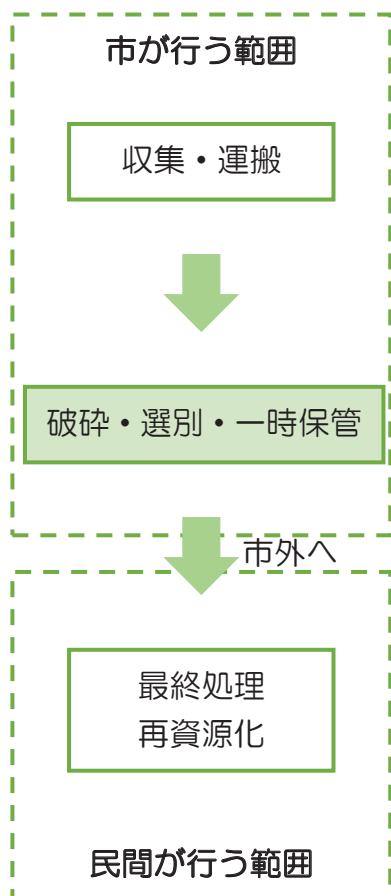
## 不燃・粗大ごみの中間処理の工程の検討（ステップ2）

ステップ2では、不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について検討します。

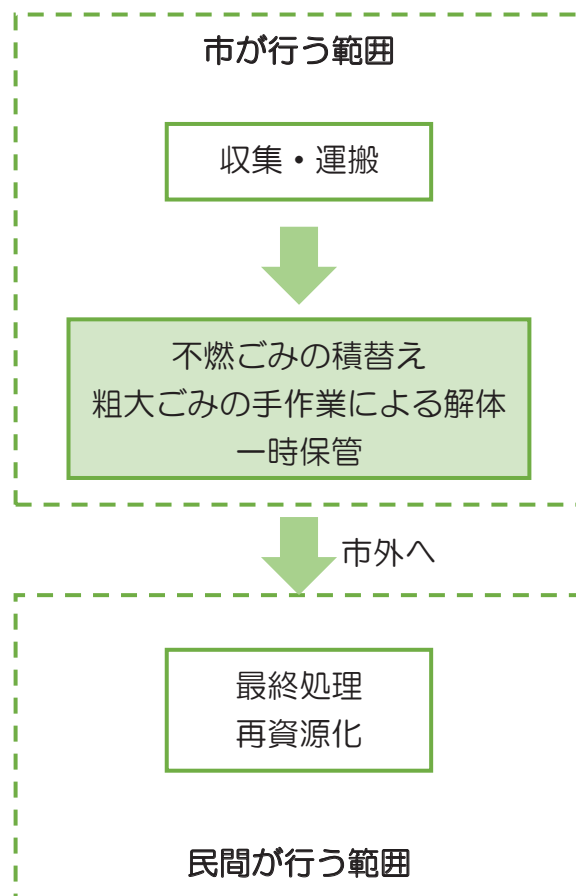
### 1. 不燃・粗大ごみの処理フローについて

- 現在市では、不燃・粗大ごみを破碎・選別まで中間処理場で行っています。
- 新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。

現在の不燃・粗大ごみの処理工程



検討する不燃・粗大ごみの処理工程



 市内に整備する新施設で行う中間処理工程

## 2. 中間処理工程を民間に委託する場合との比較

○不燃・粗大ごみの中間処理工程を現状通り破碎・選別するか、もしくは不燃ごみを積み替え・粗大ごみを手作業で解体するか、この両者について、環境的側面及び社会・事業的側面において比較検討を行いました。

○環境的側面では、施設内での作業や処理工程に伴う騒音・振動や、収集運搬車両台数の変動に伴う大気・騒音・振動等への周辺環境への影響が懸念されますが、いずれの中間処理工程においても、建屋内における作業であることや、収集運搬台数にも大きな変動がないことから、両者において大きな相違はないと考えられます。

○社会・事業的側面では、都市計画決定手続き、建設・処理及び維持管理コスト等において両者に相違が見られる可能性があります。

特に、現状の中間処理場の工程と同様の破碎・選別を行う場合には、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となるため、その手続きを行う場合に一定期間を要する可能性があります。

一方、多くの処理工程を民間委託する場合には、民間委託先の確保が重要となってきますが、現状で複数社の民間委託先を想定できていることから、リスク回避の対応は可能と考えています。

総論としては、環境的側面及び社会・事業的側面において、両者に大きな相違が見られないことから、「小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と粗大ごみの手作業による解体施設のみを市内に整備する」ことが、現時点ではより効率性が高いと考えます。

比較項目	現在の不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で破碎・選別まで行う場合)		検討する不燃・粗大ごみの処理工程 (市内で積替え・手作業解体のみ行う場合)	
		評価		評価
環境的側面				
騒音・振動	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○	破碎・選別を行わなくなりますが、積み替えや手作業解体を行うため、現状の中間処理場における騒音・振動とほぼ変わりません。	○
運搬車両	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における車両台数とほぼ変わりません。	○	収集後に破碎せずに運搬するため、容積が減少しないことから、現状の中間処理場における搬出車両台数から若干の増加が見込まれます(2台/日⇒4台/日)。	△
社会・事業的側面				
都市計画	現状の中間処理場と同様に「ごみ処理施設」としての都市計画決定が必要となります。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、「ごみ処理施設」としての都市計画決定が不要となります。	○
民間委託によるリスク	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における民間委託によるリスクとほぼ変わりません。	○	民間企業に委託する範囲は現状よりも大きくなりますが、複数の委託先を確保することで、民間委託によるリスクを軽減することができます。	△
事業期間	都市計画決定を行う場合には、手続きに一定の期間を要します。	△	都市計画決定が不要なため、最短の事業スケジュールが可能になります。	○
建物規模 (建設コスト)	処理工程に変更がないため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場とほぼ変わりません。	△	ごみの積み替えと手作業による解体のみとなるため、最低限必要となる建物規模は現状の中間処理場と変わらないか少し小さくなります。	○
処理コスト	処理工程に変更がないため、現状の中間処理場における処理費用とほぼ変わりません。	○	選別工程等も含めて委託した場合、現状の中間処理場における処理コストとほぼ変わりません。	○
維持管理コスト	経年劣化によるコストの増加が見込まれます。	△	機械設備が最小となるため、従来よりもコストの低減を見込むことができます。	○



## 市外施設の見学会について

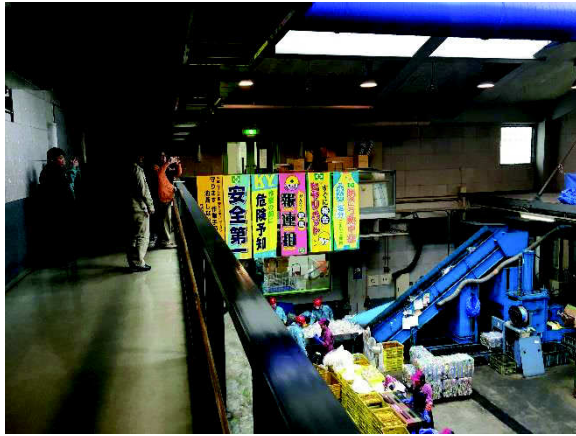
- 開催日 平成 29 年 3 月 13 日（月） 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会  
平成 29 年 3 月 17 日（金） 中間処理場運営協議会
- 視察先 狛江市 ビン・缶リサイクルセンター
- 参加者 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会委員 他周辺自治会等住民 3 名  
中間処理場運営協議会委員 他周辺自治会等住民 13 名

多摩地域の資源化等施設で、住宅地域において約 20 年間稼働している狛江市ビン・缶リサイクルセンターの見学会を開催した。

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、中間処理場運営協議会

ビン・缶リサイクルセンター（建築面積 1,006m<sup>2</sup>）の周辺の状況、騒音・臭気対策に配慮した建物などを見学した。

項目	内容
施設整備までの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 3 年 12 月に「狛江市一般廃棄物基本計画策定委員会」を設置して用地選定を検討し直し、平成 4 年 12 月に現在の場所を選定した。委員会は、専門部会（学識経験者ら 6 名）、市民部会（一般市民を含めた関係者 12 名）、拡大委員（周辺住民 5 名）を中心に構成され、市民部会は 24 回開催した。</li> </ul>
周辺への環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置から約 20 年を経過した施設であるが、近隣の住宅地や保育園など周辺環境に対する配慮として主に以下のような対策を講じている。</li> <li>遮音対策：鉄筋コンクリート造壁厚 15cm、二重防音シャッターを設置。</li> <li>吸音対策：壁に防音材・吸音材（木毛セメント板・グラスウール）を使用。</li> <li>防臭対策：活性炭脱臭装置を設置し、活性炭等を定期的に交換して機能を維持。</li> <li>雨水利用：雨水貯留槽を設置して作業スペースの洗浄に利用。</li> <li>自然採光：採光性に優れたトップライトを使用。</li> <li>周辺環境等への配慮：建物を敷地境界線から 5m 程度セットバック（後退）し、その間を緑化している。</li> </ul>
容器包装リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本容器包装リサイクル協会の分別基準適合物の引き取り実施基準では、原則、「10t 車 1 台程度を単位」となっているが、大型車両による搬出ができないため、指定法人ルートではなく、認定された再商品化事業者に独自に委託している。</li> </ul>
処理経費・売払収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設に係る費用は約 5,000 万円/年（平成 28 年度予算：施設修繕費 272.2 万円＋建物維持管理費 1,290.3 万円＋工場運転管理費 2,955.3 万円＋その他 150.0 万円）で、ビン・缶・ペットボトルの売り払い収入は約 1,080 万円/年（平成 28 年度予算）となっている。</li> </ul>
作業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9 時頃から作業を開始し、15 時 30 分頃に終了している。適宜休憩を挟んでおり、交代勤務ではない。</li> </ul>
その他感想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺の状況に配慮されており、住宅街に溶け込んでいる印象を受けた。</li> <li>・びんや缶の収集にコンテナを使用し、袋利用が少ないのはとてもよい。</li> <li>・現場での作業を見ると、普段何気なくごみを出していることについて配慮が必要だと気付く。見学者が増えるような施設設計が必要と感じた。</li> <li>・建物の中と外で、音と臭いがまったく違うことに驚いた。</li> </ul>



ペットボトル圧縮機



缶受入ホッパ、選別・圧縮機



スプレー缶等保管コンテナ



搬入出状況



二重防音シャッター



見学者通路